

# 第 3 次瑞浪市環境基本計画

## (素案)

令和 5 年 10 月  
瑞浪市







# 目次

<b>第1章 計画策定</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画の目的 .....	2
第2節 計画の位置づけ .....	3
第3節 計画の期間 .....	4
第4節 計画の対象 .....	4
第5節 本計画とSDGsの関係.....	6
<b>第2章 瑞浪市の環境の特徴と課題</b> .....	<b>7</b>
第1節 位置と地勢 .....	8
第2節 温室効果ガス排出量の現状 .....	9
第3節 再生可能エネルギーの導入状況 .....	17
第4節 瑞浪市の環境の状況と課題 .....	19
<b>第3章 望ましい環境像と環境基本目標</b> .....	<b>23</b>
第1節 望ましい環境像 .....	24
第2節 環境目標 .....	25
<b>第4章 環境の保全と創出に向けた取り組み</b> .....	<b>27</b>
第1節 施策の体系 .....	28
第2節 環境保全の取り組み .....	29
第3節 重点的に進める取り組み.....	37
<b>第5章 地球温暖化対策実行計画 - 区域施策編 -</b> .....	<b>43</b>
第1節 計画の基本的事項 .....	44
第2節 将来ビジョン .....	46
第3節 削減シナリオとロードマップ .....	48
第4節 削減目標の基本事項 .....	50
第5節 将来推計 .....	51
第6節 削減目標 .....	52
第7節 再生可能エネルギー導入量の目標 .....	54
第8節 ゼロカーボンシティに向けた取り組み .....	55
<b>第6章 地球温暖化対策実行計画 - 事務事業編 -</b> .....	<b>61</b>
第1節 計画の基本的事項 .....	62
第2節 温室効果ガス排出量の現状（第3次瑞浪市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の評価） .....	63
第3節 再生可能エネルギーの導入状況 .....	65
第4節 削減目標の設定 .....	66
第5節 事務事業における取り組み .....	68
<b>第7章 計画の推進・進行管理</b> .....	<b>71</b>
第1節 推進体制 .....	72
第2節 進行管理 .....	73
第3節 市民・事業者による環境保全の推進 .....	74

<b>資料編</b> .....	<b>81</b>
1. 用語解説.....	82
2. 環境基本条例.....	82
3. 瑞浪市の自然的社会的特性.....	82
4. 温室効果ガス算定方法（現況推計、将来推計、削減目標検討）.....	82
5. 環境審議会名簿（要綱）.....	82
6. 計画策定の経緯（環境審議会開催スケジュール、アンケート実施期間、パブコメ実施期間など）.....	82
7. 諮問・答申.....	82

# 第1章 計画策定

## 第1節 計画の目的

平成4年(1992年)6月にブラジルで開催された地球サミットの成果を踏まえ、環境政策の枠組を再構築に向けた具体的な法制のあり方について検討が進められ、平成5年(1993年)11月に環境基本法が制定されました。

この環境基本法に基づき、政府全体の環境の保全に関する施策の基本的方向を示すものとして、環境基本計画が定められることとなりました。平成6年(1994年)12月に第一次計画が策定されたことに始まり、平成12年(2000年)12月に第二次計画、平成18年(2006年)4月に第三次計画、平成24年(2012年)4月に第四次計画が策定され、現行の計画となる第五次計画は平成30年(2018年)4月に策定されました。計画の進捗については、毎年中央環境審議会総合政策部会等において点検が行われています。

また、環境基本計画には、政府の取り組みの方向を示すのみならず、地方公共団体、事業者、国民のあらゆる主体の自主的かつ積極的な取り組みを効果的に全体として促す役割も期待されています。

本市においても、環境基本法の制定を受け、平成11年(1999年)12月に瑞浪市環境基本条例を制定しました。この条例に基づき、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、瑞浪市環境基本計画を定めることとしています。

平成25年(2013年)3月に策定した第2次瑞浪市環境基本計画の計画期間が令和5年度(2023年度)に終了することから、これまでの取り組みとその実施状況を踏まえ、現在及び将来にわたり市民の健康で文化的な生活を確保するため、豊かで快適な環境の保全と創出に関する基本的な考え方や施策の基本的な事項を定める「第3次環境基本計画」を策定します。

なお、平成10年(1998年)10月に策定された地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガス排出削減等に向けた総合的かつ計画的な施策を定める「地球温暖化対策実行計画(区域施策編及び事務事業編)」については、「第3次瑞浪市環境基本計画」に包含することで、地球温暖化対策の取り組みを一層推進することとします。



## 第2節 計画の位置づけ

- 本計画は、環境基本法第7条に基づき制定した瑞浪市環境基本条例第7条に基づく計画とします。
- 本計画は本市における今後の環境施策の基本的な事項を示すものであり、市が施行する他の分野における環境保全の関連事項は、本計画に沿って策定または推進を図るものとします。
- 本計画の推進にあたり、SDGsを踏まえた取り組みを実施し、持続可能な地域社会を目指します。
- 本計画における地球温暖化対策実行計画／区域施策編は、市内の自然的社会的条件に応じて、本市域から発生する温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画とします。
- 本計画における地球温暖化対策実行計画／事務事業編は、事業所としての瑞浪市役所の事務及び事業に伴って発生する温室効果ガスの排出抑制のために策定する計画とします。
- 本計画は、「第7次瑞浪市総合計画」を上位計画とし、その他の分野別計画との整合性に考慮するとともに、国の「第五次環境基本計画」や岐阜県の「第6次岐阜県環境基本計画」を踏まえて策定します。

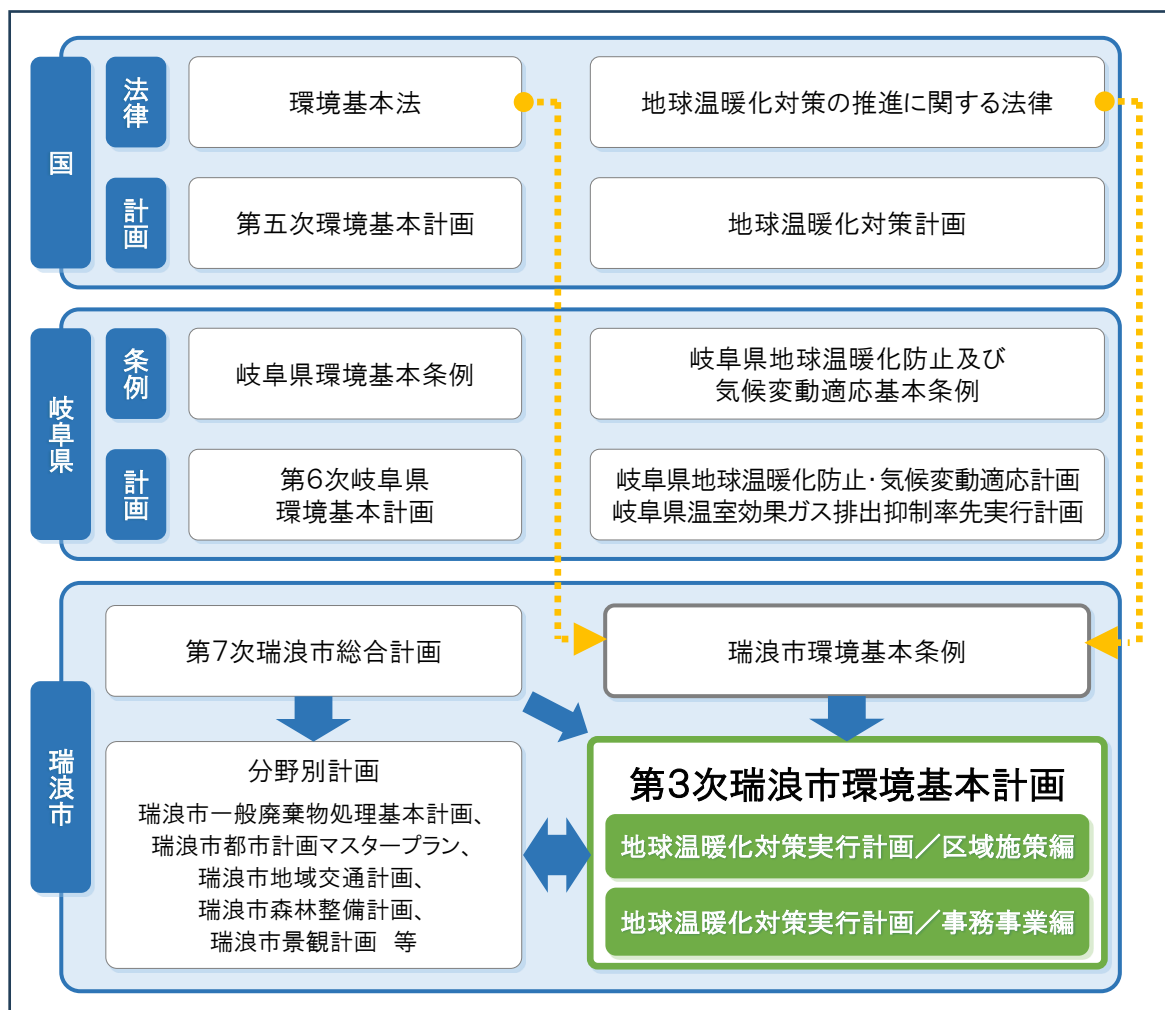


図 1-1 計画の位置づけ

### 第3節 計画の期間

第3次瑞浪市環境基本計画は令和 15 年度(2033 年度)を目標年次として、令和6年度(2024 年度)から令和 15 年度(2033 年度)までの 10 年間を計画期間とします。

なお、計画期間のおよそ中間年にあたる令和 10 年度(2028 年度)に、市の最上位計画である瑞浪市第7次総合計画の後期基本計画の策定及び本市の環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ計画の見直しを行います。

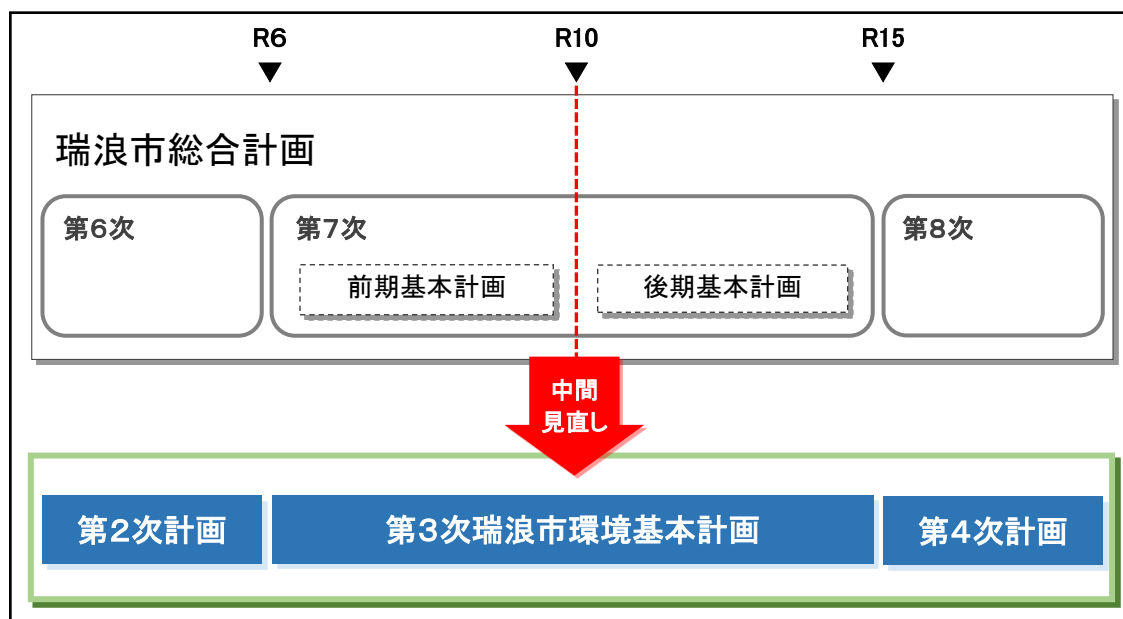


図 1-2 計画の対象期間

### 第4節 計画の対象

#### (1) 計画の対象とする環境等

計画の対象とする環境等は以下の通りです。

自然環境	私達の身のまわりに存在する空気や土、生物等、生物の生存基盤となる環境 農地・森林・自然景観／河川・水辺／動植物・生態系／自然とのふれあい 等
生活環境	大気質、水質、騒音、廃棄物等、私たちが生活・活動することにより何らかの影響を受け、新たに発生する環境 大気環境／水環境／音環境／土壌環境／廃棄物 等
快適環境	生活空間の中の緑、音、香り、景観等、ふれあいの中で快適と感じる環境 公園・緑地／歴史・文化的環境／まち美化 等
地球環境	地球温暖化等 温室効果ガス排出量削減／再生可能エネルギー導入 等
環境保全に取り組むための基盤	環境保全の取り組みを推進するための基盤 環境教育・環境学習／各主体の環境保全 等

## (2) 計画の対象地域

本計画は本市全域を対象とします。また、地域により環境の特性や取り組み等が異なるため、各地域性にも配慮するものとします。

ただし、大気や水、地球環境問題等、流域あるいは広域に対応することが望ましい事項については、周辺地域や岐阜県、国及び地球全体も視野に入れた計画とします。

## (3) 計画の対象主体

本計画の対象とする主体は、市民、事業者及び市(行政)とします。

## 第5節 本計画とSDGsの関係

本計画における取り組み内容と関連が深いSDGsゴールについて、施策の分野との繋がりを施策体系に示します。

<p><b>ゴール2</b></p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> 	<p><b>ゴール3</b></p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> 
<p><b>ゴール4</b></p> <p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> 	<p><b>ゴール6</b></p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> 
<p><b>ゴール7</b></p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> 	<p><b>ゴール8</b></p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> 
<p><b>ゴール9</b></p> <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> 	<p><b>ゴール11</b></p> <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> 
<p><b>ゴール12</b></p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p> 	<p><b>ゴール13</b></p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> 
<p><b>ゴール14</b></p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> 	<p><b>ゴール15</b></p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> 
<p><b>ゴール17</b></p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> 	

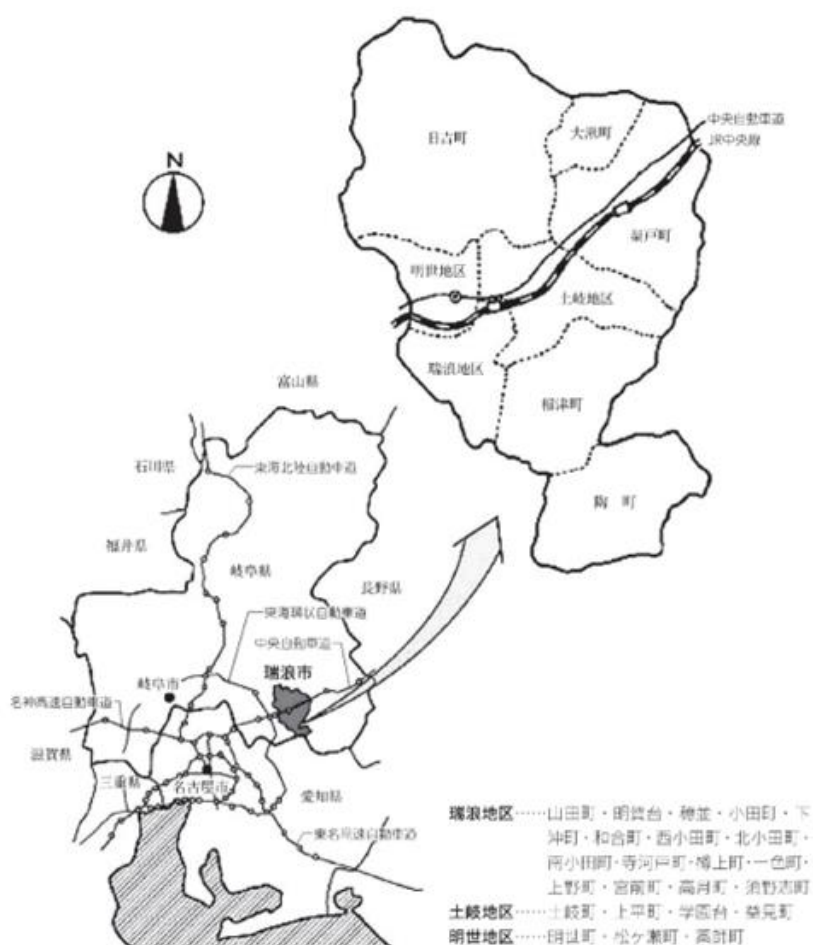
## 第2章

# 瑞浪市の環境の特徴と課題

## 第1節 位置と地勢

本市は、岐阜県の南東部に位置し、土岐市、恵那市等3市2町に接しています。広ぼうは、東西 14.3 km、南北 20.7 km、総面積 174.86 km<sup>2</sup>です。面積の約 70%を山林が占め、緑豊かな自然を有した環境となっています。

古代・中世は東山道の駅や宿、近世は中山道の宿場町として、東西の人々や文物等が交流して栄えた歴史のあるまちです。現在は、東西に国道 19 号、中央自動車道、JR中央本線等が整備され、名古屋駅へ鉄道利用で 49 分の交通条件から、名古屋市の通勤圏となっています。中央自動車道瑞浪インターチェンジ周辺では、各種の文化・体育施設や公的研究機関の集積が図られています。



資料：瑞浪市統計書 令和4年版

図 2-1 本市の位置

## 第2節 温室効果ガス排出量の現状

### (1) 瑞浪市の温室効果ガスの排出量

#### 1) 温室効果ガス排出量の傾向

本市における温室効果ガス排出量は、平成 30 年度(2018 年度)まで減少傾向にありましたが、令和元年度(2019 年度)には増加に転じています。令和2年度(2020 年度)における排出量は 282.6 千 t-CO<sub>2</sub>であり、平成 25 年度(2013 年度)と比較して 1.8%減少しました。

また、温室効果ガスのうち二酸化炭素が全体の 98.5%を占めています。

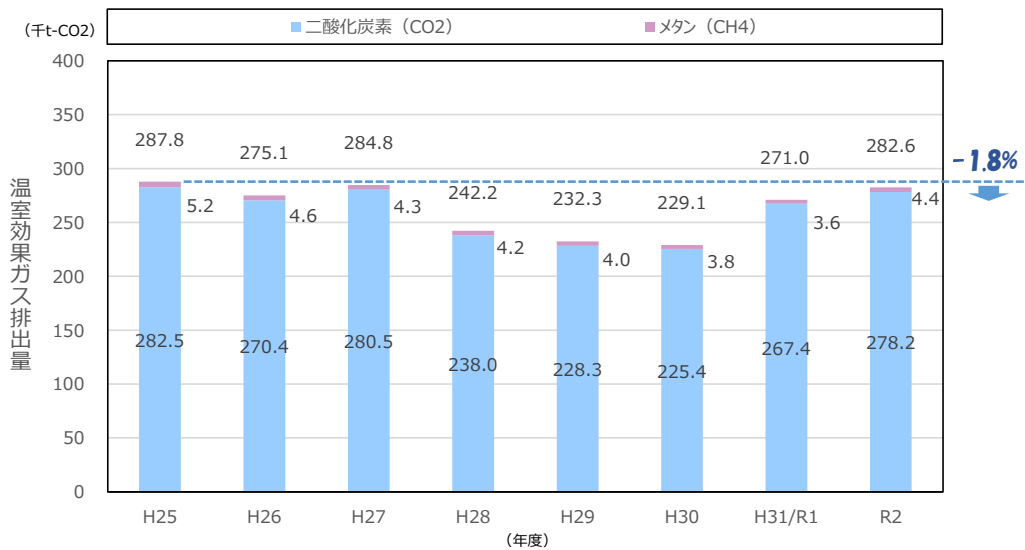


図 2-2 温室効果ガス排出量の推移

表 2-1 温室効果ガス・部門別の排出量(千 t-CO<sub>2</sub>)

温室効果ガス		部門	平成 25 年度 (2013 年度) 排出量	令和 2 年度 (2020 年度)		
				排出量	増減量 (H25 年度比)	増減率 (H25 年度比)
二酸化炭素	エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	産業部門	54.73	108.34	53.61	98.0%
		民生家庭部門	59.04	45.92	▲13.12	▲22.2%
		民生業務その他部門	75.31	49.28	▲26.04	▲34.6%
		運輸部門	87.11	68.71	▲18.40	▲21.1%
		計	276.19	272.24	▲3.95	▲1.4%
	非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	廃棄物部門	6.34	5.96	▲0.38	▲6.1%
計			282.54	278.20	▲4.34	▲1.5%
メタン		燃料の燃焼分野	0.05	0.03	▲0.01	▲30.7%
		農業分野	4.95	4.14	▲0.81	▲16.4%
		廃棄物分野	0.23	0.21	▲0.02	▲8.1%
		計	5.22	4.37	▲0.84	▲16.2%
合計			287.76	282.57	▲5.19	▲1.8%

※小数点以下の計算によって表の合計値が一致しない場合があります

## 2) 部門別の排出傾向

温室効果ガスの中で排出量の多い二酸化炭素の部門別の排出量は、産業部門が 38.9%を占めているが、国全体と比べると排出量全体に占める割合は小さくなっている。一方、運輸部門が占める割合が 24.7%と、国全体より約 4.9 ポイント大きくなっています。

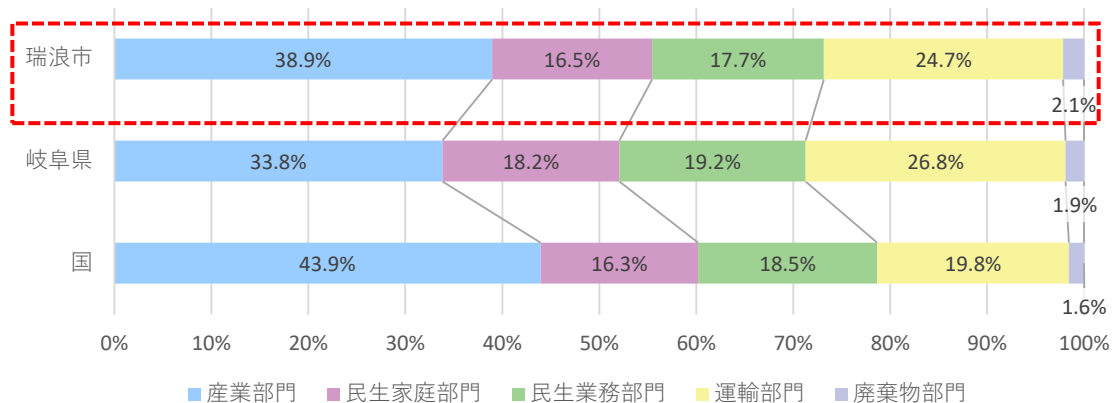


図 2-3 部門別の二酸化炭素排出量の割合(令和2年度(2020 年度))

## (2) 部門別の二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量は、令和2年度(2020 年度)に 278.2 千 t-CO<sub>2</sub>で、平成 25 年度(2013 年度)の 282.5 千 t-CO<sub>2</sub>から 1.5%減少しました。

令和2年度(2020 年度)における部門別の二酸化炭素排出量は、平成 25 年度(2013 年度)と比べると産業部門以外の部門で減少しており、特に民生業務部門での削減率が大きく 34.6%減少しています。

産業部門の排出量は新工場の設立に伴って増加しており、令和2年度(2020 年度)では、平成 25 年度(2013 年度)と比べて 98.0%増加しています。

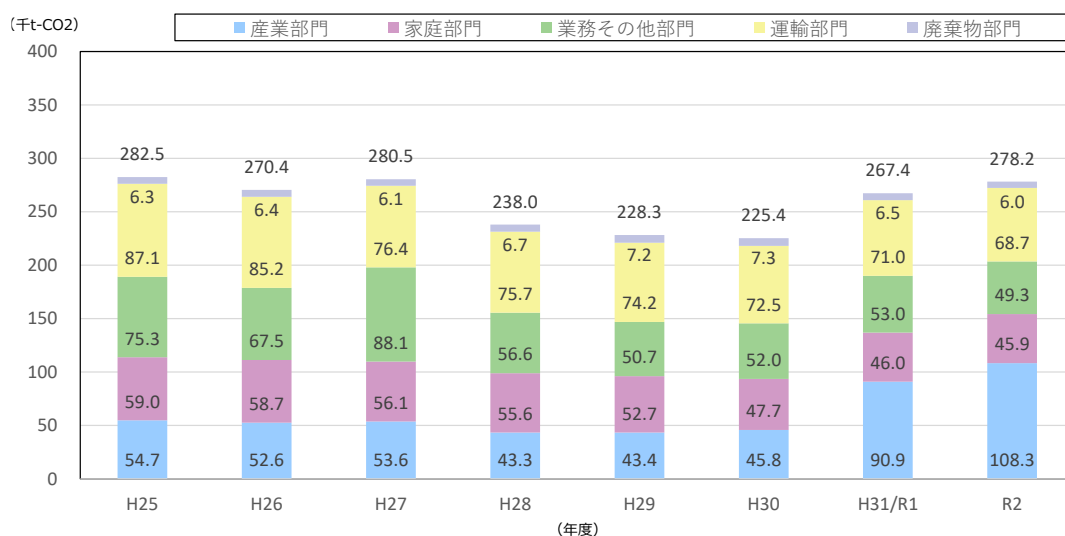


図 2-4 部門別の二酸化炭素排出量の推移



## 1) 産業部門

産業部門における二酸化炭素排出量は、令和2年度(2020年度)が108.3千t-CO<sub>2</sub>で、平成25年度(2013年度)の54.7千t-CO<sub>2</sub>から98.0%増加しました。これは市内への新工場設立に伴うもので、令和元年度(2019年度)には平成25年度(2013年度)以降ではじめて産業部門が市域全体の排出量に占める部門ごとの割合で最も大きくなっています。

産業部門における二酸化炭素排出量のうち約94.4%(令和2年度(2020年度))が製造業によるものであり、その中でも、電力使用に伴う排出量が大半を占めています。製造業における製造品出荷額当たりの二酸化炭素排出量に着目すると、平成27年度(2015年度)にかけて減少し、その後は横ばいです。電力の排出係数の改善に対して、二酸化炭素排出量の減少は小さく、エネルギー使用量が増えていることが示唆されます。

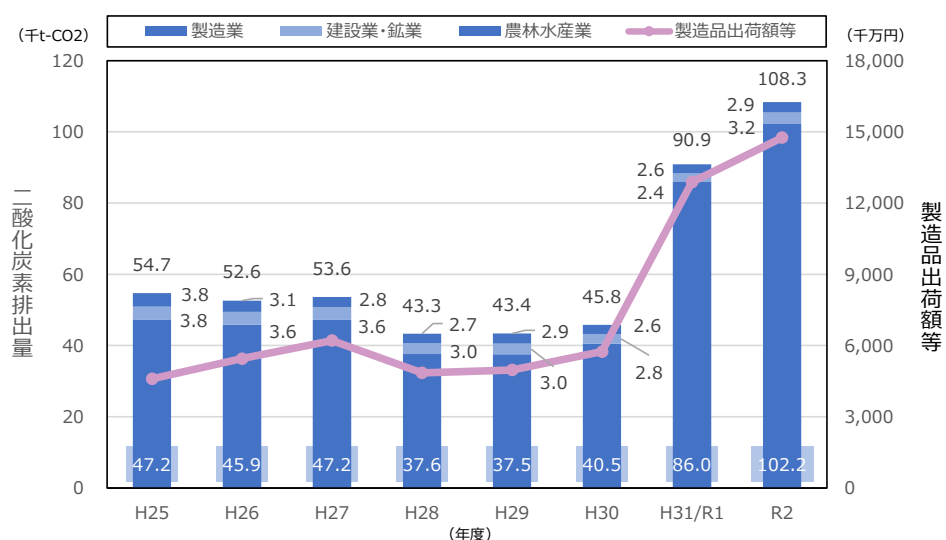


図 2-5 産業部門の二酸化炭素排出量と製造品出荷額等の推移

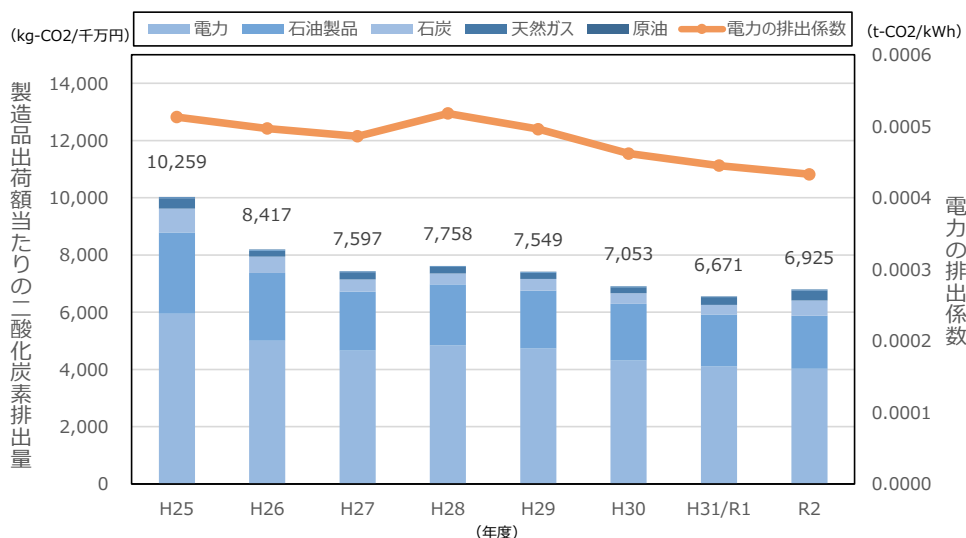


図 2-6 製造品出荷額当たりの二酸化炭素排出量と電力の排出係数の推移

## 2) 民生家庭部門

家庭から排出される二酸化炭素排出量は、令和2年度(2020年度)が45.9千t-CO<sub>2</sub>で、平成25年度(2013年度)の59.0千t-CO<sub>2</sub>から22.2%減少しました。

本市の人口が減少傾向にあるほか、世帯当たりの二酸化炭素排出量が減少していることが要因として考えられます。世帯当たりの二酸化炭素排出量は、その約7割を電力使用が占めており、減少の理由としては電力の排出係数の改善によるものと考えられます。

なお、人口に対する世帯が増えることにより、世帯当たりの人口及び二酸化炭素排出量が減少する一方で、世帯当たり人口が減少する、つまり単身世帯や核家族化が進むことは、一人当たりの排出量が増える傾向があるため(図2-10)、傾向を把握する上では注意が必要です。

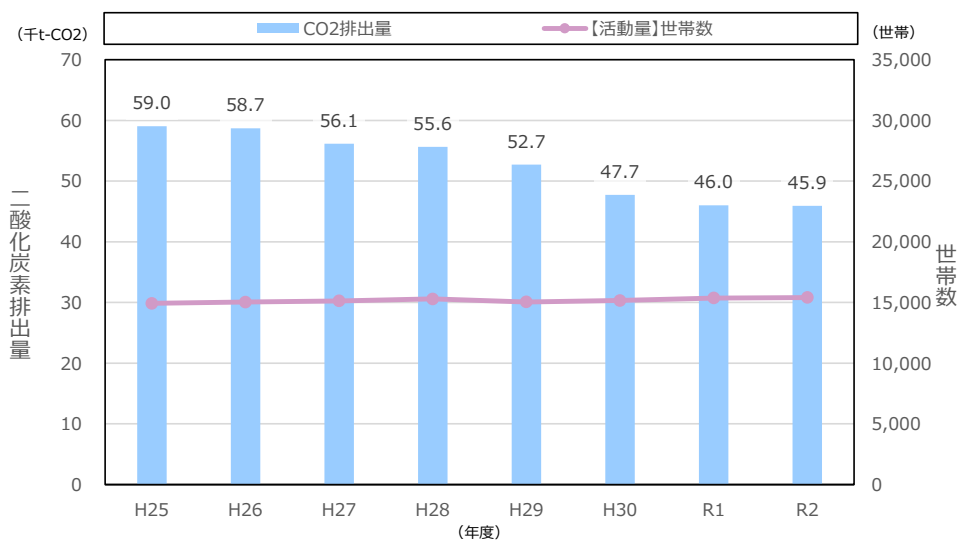


図 2-7 民生家庭部門の二酸化炭素排出量の推移

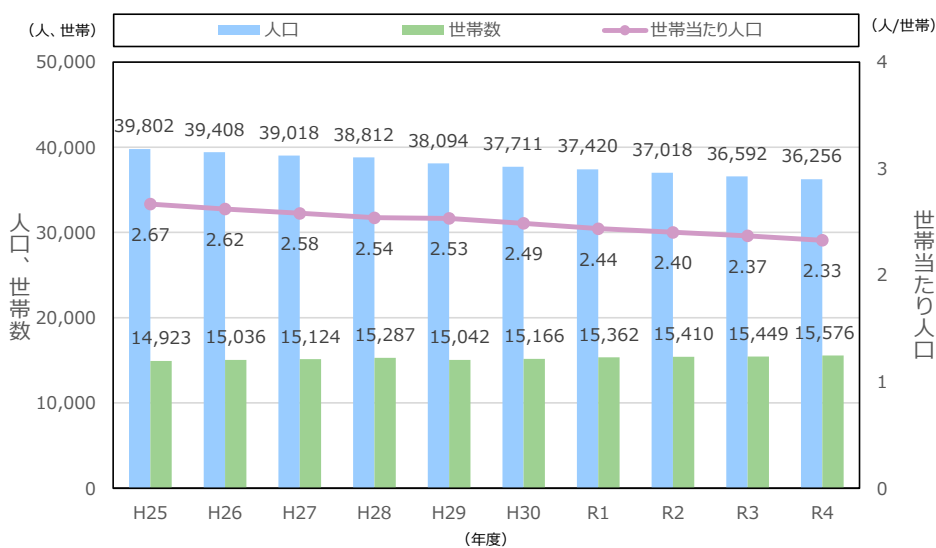


図 2-8 本市の人口、世帯数及び世帯当たり人口の推移

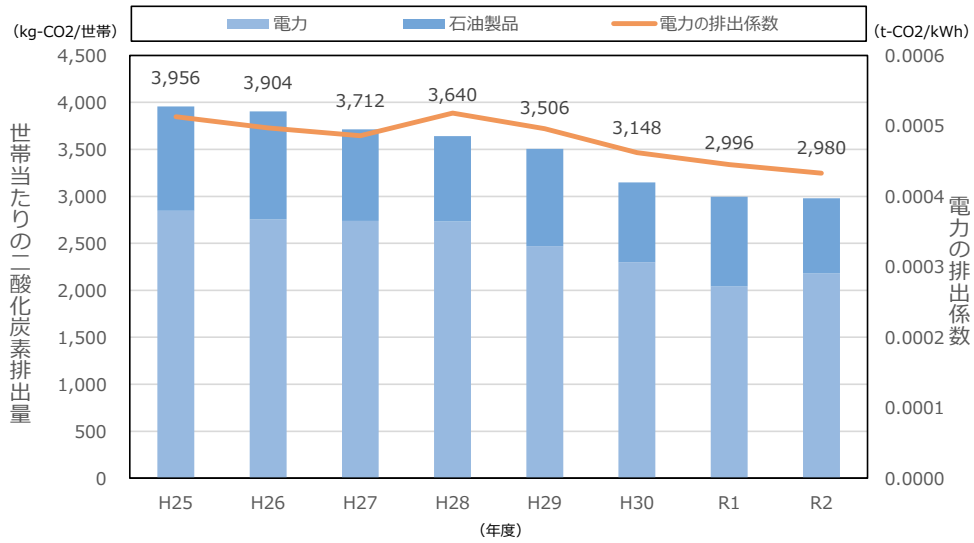
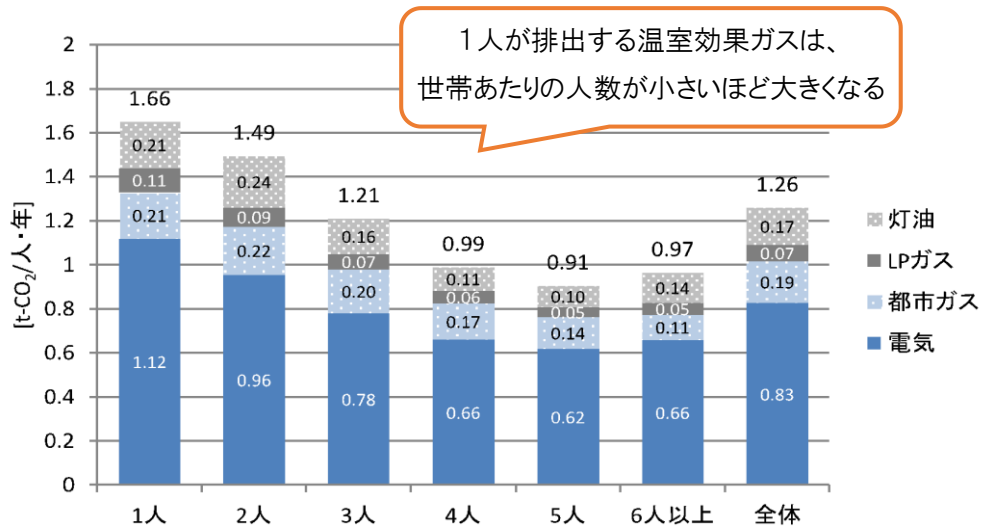


図 2-9 世帯当たりの二酸化炭素排出量と電力の排出係数の推移



資料：環境省 令和2年度家庭部門のCO2排出実態統計調査結果の概要（速報値）

図 2-10 世帯人数別1人当たりの年間二酸化炭素排出量

### 3) 民生業務部門

民生業務部門は、小規模の商店や飲食店から大規模商業施設、サービス業まで幅広い業種の事業活動に伴って排出される二酸化炭素が対象です。令和2年度(2020年度)の二酸化炭素排出量は49.3千t-CO<sub>2</sub>で、平成25年度(2013年度)の75.3千t-CO<sub>2</sub>から34.6%減少しました。

事業所の延べ床面積当たりの二酸化炭素排出量が減少していることが要因として考えられます。延べ床面積当たりの二酸化炭素排出量は、その約8割を電力使用が占めており、電力の排出係数の改善によるものと考えられます。

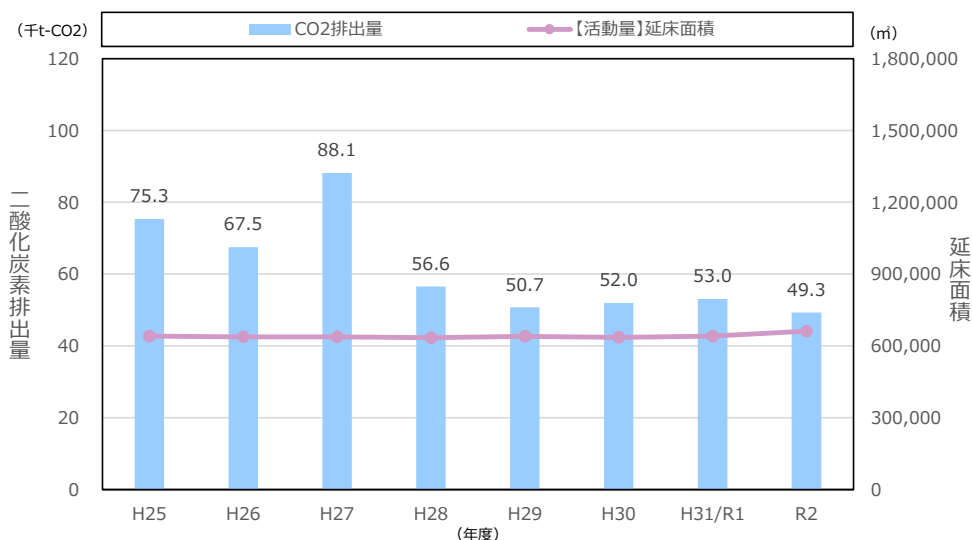


図 2-11 民生業務部門の二酸化炭素排出量と延床面積の推移

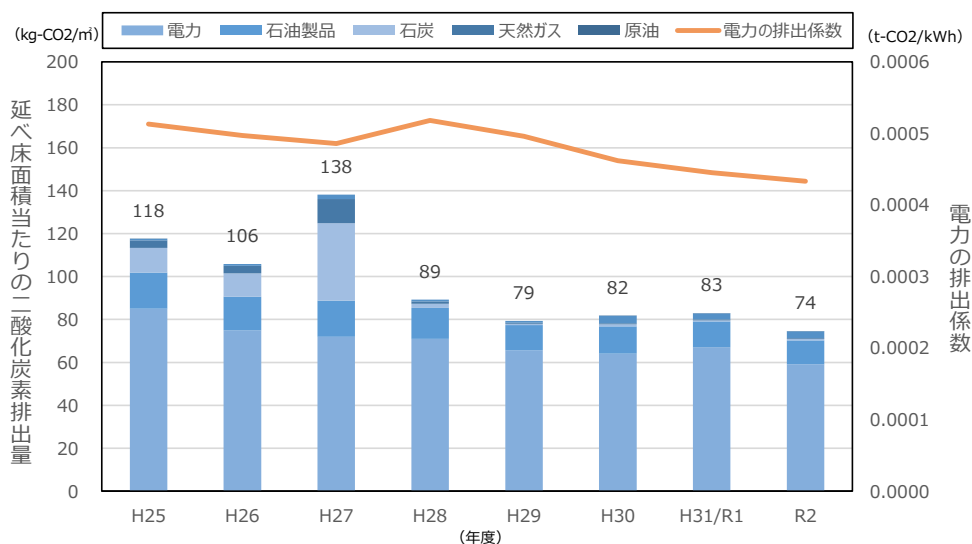
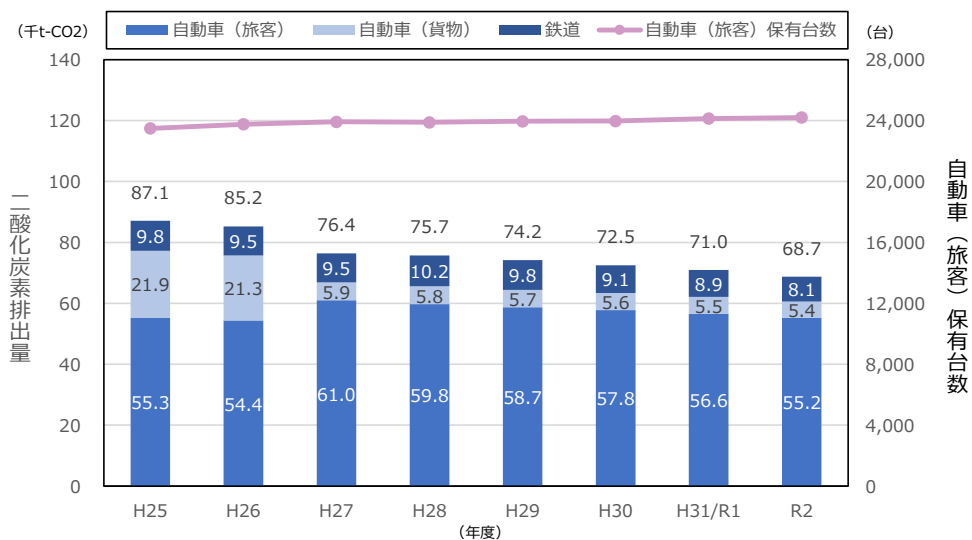


図 2-12 延べ床面積当たりの二酸化炭素排出量と電力の排出係数の推移

#### 4) 運輸部門

運輸部門の二酸化炭素排出量は、令和2年度(2020年度)が68.7千t-CO<sub>2</sub>で、平成25年度(2013年度)の87.1千t-CO<sub>2</sub>から約21.1%減少しました。

運輸部門の排出量の多くを自動車走行による排出量が占めています。平成25年度(2013年度)以降、保有台数はほぼ横ばいですが排出量は減少傾向にあることから、排出量の減少の背景には、自動車の燃費改善による走行距離当たりの二酸化炭素排出量の減少が関係していると考えられます。

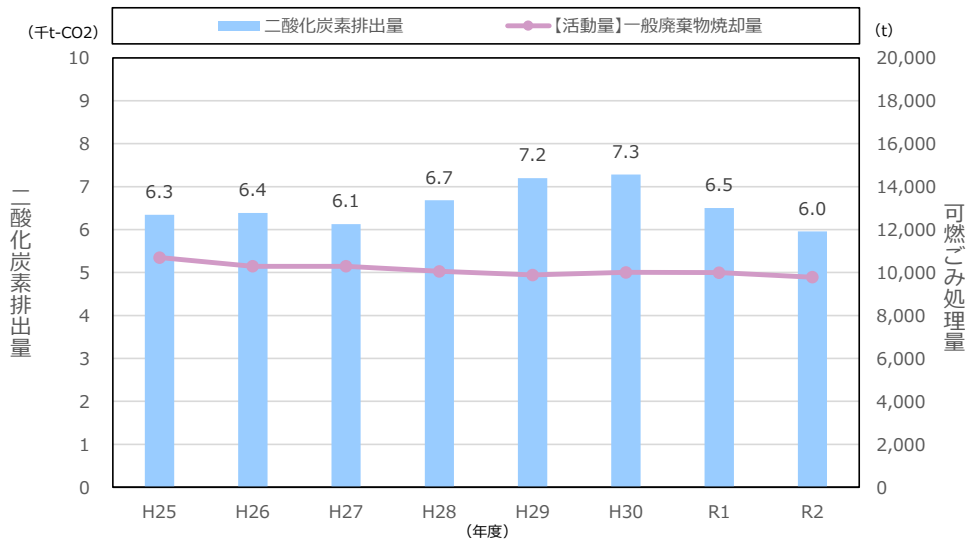


※平成27年度(2015年度)以降における自動車(貨物)の排出量の減少は、交通量調査(トリップ長、トリップ回数等)結果による影響と推測される

図 2-13 運輸部門の二酸化炭素排出量と自動車(旅客)保有台数の推移

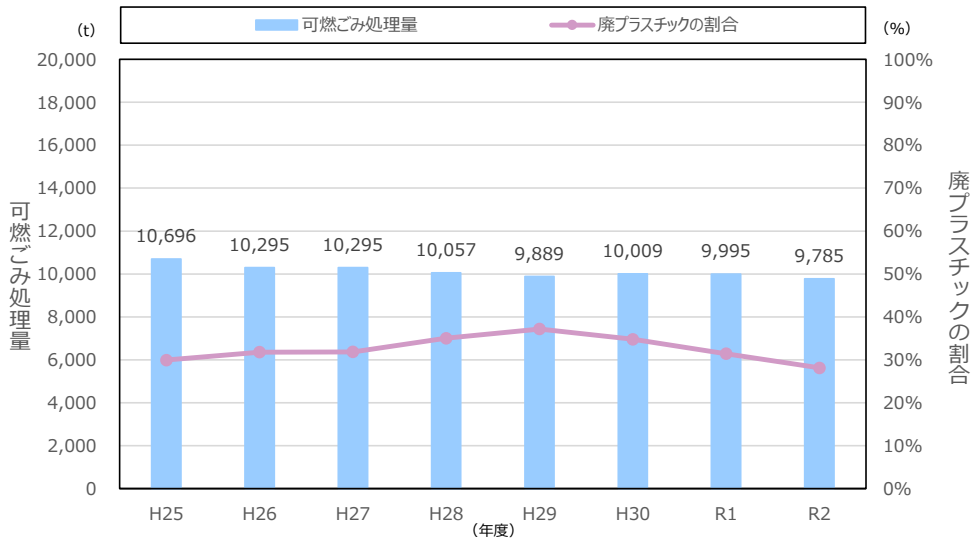
## 5) 廃棄物部門

廃棄物部門の二酸化炭素排出量は、令和2年度(2020年度)が6.0千t-CO<sub>2</sub>で、平成25年度(2013年度)の6.3千t-CO<sub>2</sub>から6.1%減少しました。廃棄物部門の排出量は、一般廃棄物焼却量及び廃プラスチックの割合によって増減します。一般廃棄物処理量は横ばいで推移していますが、廃プラスチックの割合が高い平成28年度(2016年度)～平成30年度(2018年度)において、二酸化炭素排出量も増加しています。



※事業持込、汚泥を除いた可燃ごみ処理量

図 2-14 廃棄物部門の二酸化炭素排出量と可燃ごみ処理量の推移



※事業持込、汚泥を除いた可燃ごみ処理量

図 2-15 可燃ごみ処理量と廃プラスチックの割合

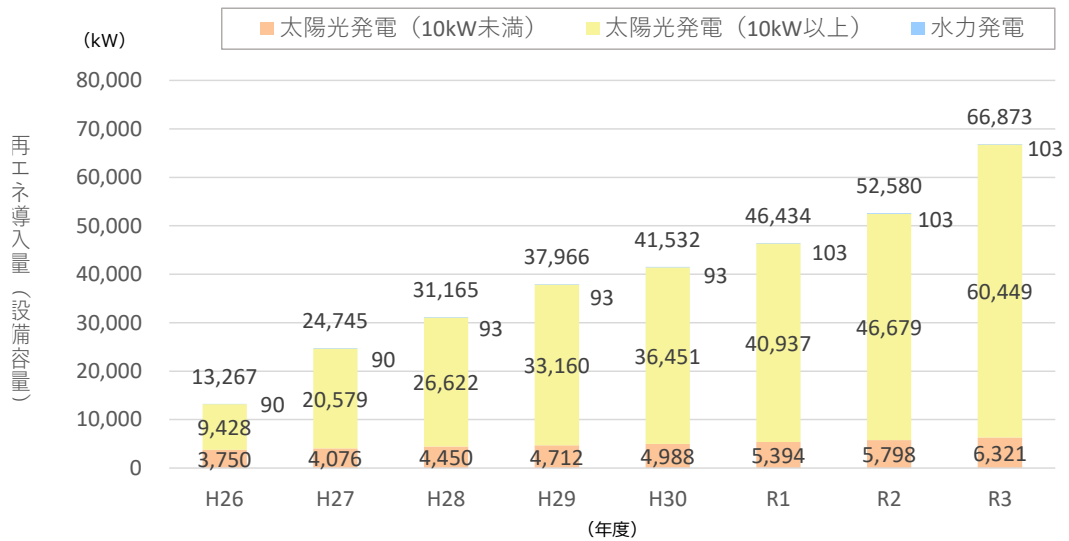
### 第3節 再生可能エネルギーの導入状況

#### (1) 再生可能エネルギーの導入実績

本市において、固定価格買取制度(FIT)を活用した再生可能エネルギーの導入量は、令和3年度(2021年度)において、設備容量が66,873kW(累計)で、発電量は88,087MWhでした。

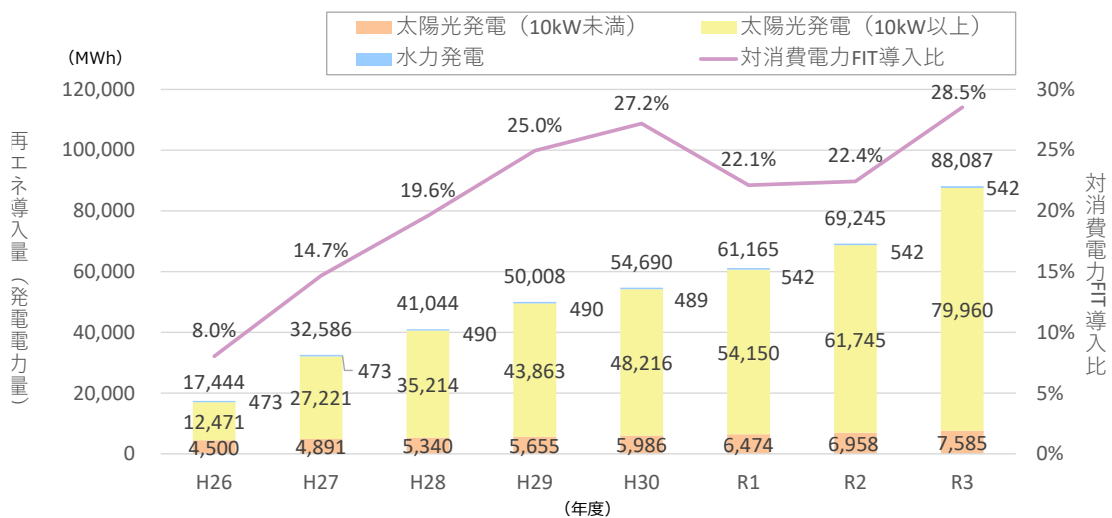
設備容量の内訳として、太陽光発電が66,770kW(10kW以上:60,449kW、10kW未満:6,321kW)、水力発電が103kWです。

市内の電力消費量に対する、再生可能エネルギーによる発電量が占める割合は、令和3年度(2021年度)において28.5%に相当します。



資料：環境省 自治体排出量カルテ

図 2-16 再生可能エネルギー種別ごとの導入容量(累積)



資料：環境省 自治体排出量カルテ

図 2-17 再生可能エネルギー種別ごとの発電量と消費電力に対する割合

## (2) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

再生可能エネルギーには、エネルギー資源を電力として利用する場合と熱として利用する場合があります。市内で再生可能エネルギーをどの程度利用可能なのか、その量を導入ポテンシャルとしてエネルギー資源ごとに示します。

本市における再生可能エネルギーの導入可能性として、固定価格買取制度(FIT)による導入実績がある太陽光発電、小水力発電のほか、風力発電についても導入ポテンシャルがある見込みです。

表 2-2 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

		導入ポテンシャル					
		発電容量		発電量		熱量*	
太陽光	建物系	222.3	MW	304,758.2	MWh/年	1,097,129.6	GJ/年
	土地系	99.9	MW	136,603.1	MWh/年	491,771.1	GJ/年
	合計	322.2	MW	441,361.3	MWh/年	1,588,900.8	GJ/年
風力	陸上風力	9.8	MW	-	-	-	-
中小水力	河川部	0.6	MW	-	-	-	-
	農業用水路	0.0	MW	-	-	-	-
	合計	0.6	MW	-	-	-	-
地熱	合計	0.0	MW	-	-	-	-
再生可能エネルギー（電気）合計		332.7	MW	-	-	-	-
太陽熱		-	-	-	-	250,069.4	GJ/年
地中熱		-	-	-	-	3,453,038.4	GJ/年
再生可能エネルギー（熱）合計		-	-	-	-	3,703,107.8	GJ/年

※太陽光の熱量は「自治体再エネ情報カルテ」に基づく発電量を標準発電量（1 kWh=3.6MJ）を用いて算出

資料：環境省 自治体再エネ情報カルテ

バイオマスについては 103,548GJ/年(発電に利用すると 5,778MWh)の利用可能性が見込まれます。そのうち、95%を廃棄物系バイオマスが占めており、中でも家畜ふん尿を利用することにより得られるエネルギー量が多くなっています。

林地残材や間伐材、果樹剪定枝を利用する未利用系の木質バイオマスや、稲わら、もみ殻を利用する農業残渣については、相対的に小さい値です。

表 2-3 バイオマスに関する導入ポテンシャル

		有効利用可能熱量 (GJ/年)	発電可能量 (MWh)
未利用系バイオマス	木質バイオマス	2,122	118
	農業残渣	3,017	168
	合計	5,139	286
廃棄物系バイオマス	木質系廃棄物	5,018	279
	家畜ふん尿	83,156	4,646
	食品系廃棄物	10,235	569
	合計	98,409	5,493
合計		103,548	5,778



## 第4節 瑞浪市の環境の状況と課題

### 自然環境

本市の市域の約7割は森林が占めており、屏風山を背景に田園が広がるのどかで美しい農村景観を有しています。また、ヒツバタゴやハナノキ等、天然記念物に指定される希少植物の自生地や、ネコギギ、オオサンショウウオ等絶滅危惧種に指定される希少生物の生息空間も有しています。

本市はこれまで、森林を健全に保つための間伐や希少生物の積極的な保全等に取り組んできましたが、農業就業人口の減少や高齢化による耕作放棄地の増加、鳥獣による農林業等被害が目立つなどしており、健全な森林・農地の保全と活用や豊かな自然環境との共生が必要です。また、引き続き生き物・植物の生息域の維持・創出の取り組みを行う必要があります。

写真

写真

### 生活環境

本市の可燃ごみ処理量は、減少傾向にあり、国・県より一人一日当たりごみ排出量が少なくなっています。また、本市は大気環境、ダイオキシン類の環境基準を達成しており、良好な大気環境を有しています。

本市はこれまで、使用済小型家電回収品目の拡充をはじめとした廃棄物の発生抑制、資源再利用、再生品利用、再資源化の推進等を行うことにより、循環型社会づくりを促進してきましたが、資源物の分別回収量と再資源化率は減少しており、リサイクル率も県の平均値を下回っています。そのため、廃棄物の減量と併せて資源循環を促進する必要があります。また、大気環境は良好な状況にあるものの、水質については水洗化率向上に関する目標が未達成であることから、良好な大気環境を維持しつつ、身近な河川の水質汚濁の改善・負荷軽減を図る必要があります。

写真

写真

## 快適環境

市内には、多くの歴史的文化的資源があり、中山道に関わる歴史的なまちなみが保存されています。市民アンケートでは、大湫地区において「歴史的建造物や古い建物等の趣のあるまちなみ」を誇りに思う回答が8割あり、本市における歴史的文化的資源の重要性が伺えました。

本市はこれまで、瑞浪市らしい風土を形成している地域のすぐれた歴史・文化・自然資源を保全、活用する取り組みを進めてきましたが、市民アンケートの回答からは、身近な公園や緑地の利用しやすさを改善する必要性が示されました。郷土景観も含めた歴史的文化的資源の保全・活用と次代への継承に取り組むとともに、身近に親しめる公園の活用・維持に取り組む必要があります。

写真

写真

## 地球環境

本市は令和5年(2023年)●月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年における二酸化炭素排出量を実質ゼロにすべく、取り組みを展開していきます。また、2050年の目標に向けて、令和12年度(2030年度)の温室効果ガス(二酸化炭素及びメタン)排出量を平成25年度(2013年度)比で50%以上削減することを目指します。

本市は公共施設における二酸化炭素排出削減目標を達成していますが、この度新たに「地方公共団体実行計画区域施策編」を本計画に位置づけ、市民及び事業者と協力し、脱炭素化に向けた取り組みを行う必要があります。

写真

写真

## 環境保全に取り組むための基盤

平成30年(2018年)9月に開校した瑞浪北中学校は、新築で開校したスーパーエコスクールとしてはじめて文部科学省の「スーパーエコスクール実証事業」に認証されました。瑞浪北中学校は、一般的な中学校のエネルギー消費量 364MJ/m<sup>2</sup>に対し、初年は 101%、2年目は 97%のエネルギー消費量削減を達成しました。

スーパーエコスクール実証事業の他にも、本市はこれまで自治会やボランティア団体が行う道路・河川・公園の美化・保全活動を里親制度を通じて支援してきました。しかし、環境学習の機会創出が不十分であり、さらなる環境教育の充実・拡大が必要です。併せて、市民・事業者の環境保全活動参加機会の充実や、地域の環境活動を牽引・指導するリーダーの育成を図る必要があります。



写真



写真



## 第3章

# 望ましい環境像と環境基本目標

## 第1節 望ましい環境像

望ましい環境像とは、本計画の基本的な考えに基づく本市の環境のあり方を、簡潔に表したフレーズです。本市の特性や今後の環境保全・創造に対して求められる視点を基に、市民や事業者の意見、将来における脱炭素社会の実現を目指す視点も採り入れ、次のとおり決めました。

# みんなで未来へつなごう 豊かな自然と文化、うるおいある暮らしを

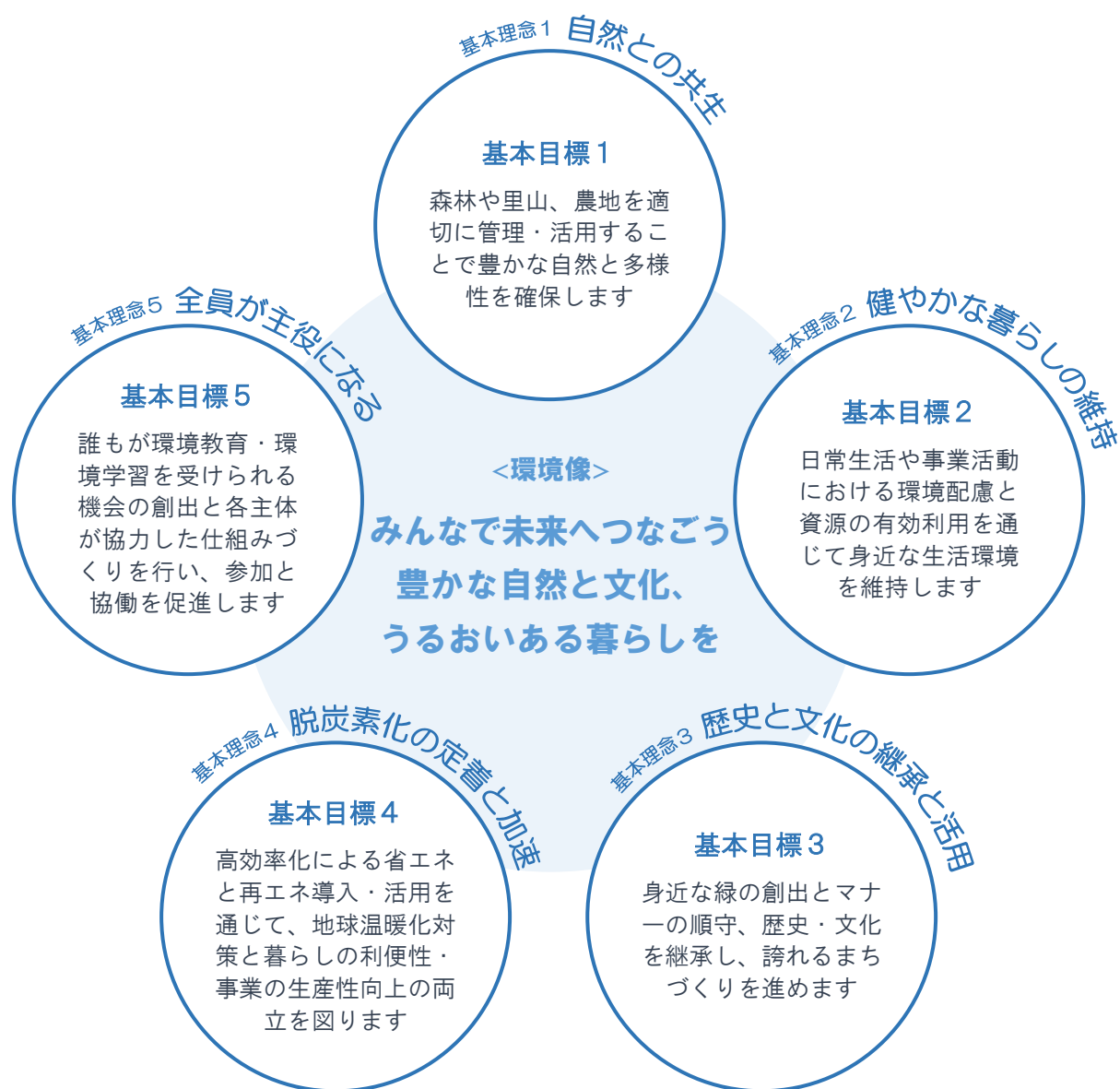
本市は森林、河川等、市内一円に広がる豊かな自然資源、生態系といったまとまりのある自然環境を有しています。また、巨岩がおりなす鬼岩や七滝が連なる竜吟峡、ヒトツバタゴやハナノキが咲く山里といった、自然とともにある景観を形成しています。また、デスモスチルス、パレオパラドキシア、クジラ、ゾウ、シカ、貝類、植物の化石が見つかり、人類誕生以前からの長い地球環境の歴史を感じることができます。地球の長い歴史の中には窯業、農業、中山道の宿場町のように、人類が築いた営みや文化もあります。また、人々の暮らしには現代的な都市機能が充実した暮らしが求められる一方で、本市は生態系を巧みに利用した、里山の暮らし文化も有しており、自然と共生する知恵を大切にしていける術を心得ています。

このような豊かな暮らしを現在だけでなく、将来にわたって確保していくためには、あらゆる主体が一丸となり、環境に配慮した行動をとる必要があります。また、環境への配慮と同時に、経済や歴史文化も併せて尊重し、価値を高めていくこともまた重要です。

望ましい環境像のフレーズには、本市が目指す環境の方向性を4つの思いとして込めています。1つ目は、本市の特性である自然環境の魅力をさらに向上させることです。2つ目は、環境保全のみを追求するのではなく、同時に利便性も追求した、環境保全と利便性の両立です。3つ目は、本計画の計画期間よりも将来を見据えた視点をもって望ましい環境を創造するとともに、これまで培ってきた歴史や文化もまた将来へ受け継ぐことです。4つ目は、一人ひとりができることから環境保全の取り組みに参加し、他の主体とも協力することを通じて、本市の環境を誇りと思えるようになることです。これらの思いを実現すべく、目標を定め、施策を推進していきます。

写真

## 第2節 環境目標



写真





## 第4章

# 環境の保全と創出に 向けた取り組み

# 第1節 施策の体系



図 4-1 施策体系図

## 第2節 環境保全の取り組み

### 基本理念 1. 自然との共生



**基本目標：森林や里山、農地を適切に管理・活用することで豊かな自然と多様性を確保します**

人と自然が共生できる姿を実現するために、本市の自然環境を象徴する里山の保全と活用に取り組みます。また、生物多様性の保全や、自然とのふれあいの機会の創出を進め、貴重な自然資源を将来に渡って受け継ぎます。さらに、持続可能で収益性のある産業として農林業の活性化を目指し、自然保全と農林業振興の促進の相乗的な発展を推進します。

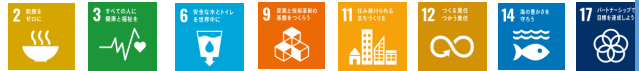


基本施策	施策の柱	取り組み内容
① 里山と水循環の保全と活用	里山の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画を策定し、鳥獣被害対策実施隊による加害鳥獣の駆除を行います。</li> </ul>
	森林の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害防止の観点も含めた市民の新たなニーズに対応すると同時に、森林の多面的機能の充実や持続可能な木材生産の達成に向けた森林配置計画を含む森林整備計画を策定します。</li> <li>森林経営管理制度を活用し、個人所有の森林整備を推進します。</li> </ul>
	水環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>土岐川河川清掃や松野湖クリーン作戦を活用し、保全修復を図ります。</li> <li>県営ため池等整備事業を活用した農業用ため池の整備を行うとともに、災害防止のため、利用しなくなったため池の廃止を行います。</li> </ul>
② 食と生命を支える農地の保全と修復	農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域、集落が主体となり、農地の持つ多面的機能を維持し、次世代に継承するための保全活動を行います。</li> <li>遊休農地の解消に繋がる活動の支援、新規営農希望者や農地を探す人の支援を通じて、農地の維持、確保に努めます。</li> </ul>
	農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化や後継者不足等により中山間地域を中心に遊休農地が増える中、継続可能な農地を集積し、農業基盤の維持を図ります。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>農産物等直売所出荷者への支援、学校給食での地元野菜の使用促進等を通じて、地産地消を推進します。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>農産物等直売所の販売額を増加させます。</li> <li>農産物等直売所出荷登録者数を増やします。</li> </ul>

基本施策	施策の柱	取り組み内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>有機農業に関する知識や技術を指導できる人材を育成するなどして、有機農業ができる支援をするなど環境負荷低減農業を目指します。</li> </ul>
③ 生物多様性の保全と創出	生態系の保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境に影響の少ない河川改修や道路改良を実施します。</li> <li>学校周辺の河川に生息する水生生物の種類・数、外来種に関する学習を通して、身近な環境の実態を知り、環境保全を大切にしようとする意識を育みます。</li> <li>生物多様性の保全のため、特定外来生物の調査や駆除を行うとともに、動植物の生育環境の保全及び確保を行います。</li> </ul>
④ 人と自然のふれあいの推進	緑とのふれあい推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林業体験や自然体験学習等を促進し、既存の公園や森林、農地を活用した、豊かな緑と触れ合う機会の増加を図ります。</li> </ul>

#### 《取り組みの指標》

項目	実績 令和4年度 (2022年度)	目標 令和15年度 (2033年度)
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画を策定し、鳥獣被害対策実施隊による加害鳥獣の駆除を行います。	【年間被害額】 505.9万円/年 【被害防止計画駆除総数】 202頭/年	【年間被害額】 0万円/年 【被害防止計画駆除総数】 550頭/年
森林経営管理制度を活用し、個人所有の森林整備を推進します。	【瑞浪市が事業を実施して間伐する年間の面積】 R5開始のため 実績なし	【瑞浪市が事業を実施して間伐する年間の面積】 10ha
県営ため池整備事業を活用した農業用ため池の整備を行うとともに、災害防止のため、利用しなくなったため池の廃止を行います。	【整備及び廃止件数】 廃止件数：3件 (累計)	【整備及び廃止件数】 整備件数：6件 廃止件数：10件 (累計)
農産物等直売所の販売額を増加させます。	【農産物等直売所販売額】 44,190万円	【農産物等直売所販売額】 50,000万円
農産物等直売所出荷登録者数を増やします。	【登録者数】 214人	【登録者数】 230人
有機農業に関する知識や技術を指導できる人材を育成するなどして、有機農業ができる支援をするなど環境負荷低減農業を目指します。	【講習会開催数】 －	【講習会開催数】 3回
生物多様性の保全のため、特定外来生物の調査や駆除を行うとともに、動植物の生育環境の保全及び確保を行います。	【オキネクイギク駆除重量】 500kg/年	【オキネクイギク駆除重量】 1,500kg/年



**基本目標：日常生活や事業活動における環境配慮と資源の有効利用を通じて身近な生活環境を維持します**

身近な生活環境の維持・改善による健や有効に利用できる仕組みをつくり出すとともに、その実現に必要な市民・事業者の行動の定着を図ります。

具体的には、廃棄物の発生抑制と適正な廃棄物処理の推進に向けた「4R」を軸とした取り組みの推進や、騒音や悪臭の未然防止等を実施します。また、水質改善に向けた取り組みを行うことで、身近な生活環境を改善し、暮らしやすく快適な環境の創出を図ります。

写真

基本施策	施策の柱	取り組み内容
① 循環型社会づくりの推進	4 Rと資源の有効活用の推進	• 資源ごみの分別について啓発を行い分別ルール徹底を進め、リサイクル率の向上を図ります。
		• 建設発生土の抑制と再利用の推進及び建設リサイクル資材の積極的利用に努めます。
		• 市民及び事業者が、リサイクル製品の購入やマイバックの利用をはじめとした4 R活動、グリーン購入等の環境に配慮した行動に気軽に取り組めるよう啓発活動を行います。
		• 樹木の剪定枝等の堆肥化による還元・利用を行います。
		• カン・ビン・ペットボトルは、分別し、リサイクルを図ります。
	ごみの適正処理の推進	• 可燃ごみ・不燃ごみ処理量の削減を進めます。
		• 食品ロス削減の必要性やその手法について、市民・事業者への普及啓発を実施します。
		• 市民・事業者の自主的かつ積極的な取り組みのため、ごみを減量する意識をもつよう啓発活動を促進します。
		• 自治会等地域との連携を図るとともに、パトロールを強化することで、不法投棄防止を図ります。
		• ポイ捨てやごみの分別をはじめとしたマナー向上に向けた啓発活動を通じて、清潔なまちなみの形成を行います。
• 使い捨てプラスチック削減やプラスチックの代替品への利用転換を促進します。		
• 産業廃棄物が不適正に処理されていないか、県や市の環境対策指導員、環境美化監視員と協力して監視します。		
② 水質浄化対策の推進	水質汚濁の防止	• 生活排水処理率の向上に努めます。

基本施策	施策の柱	取り組み内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>防油ます設置により汚水処理施設の負担を低減し、処理水質の向上に努めます。</li> <li>河川において、観測地点の環境基準を超過した場合、原因を分析し、施策に活かします。</li> </ul>
③ 健全な生活環境の保全対策の推進	健全な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般環境騒音測定調査地点における環境基準値の達成状況を全測定地点で維持し、振動に関しては、特定建設作業における事前届出の徹底、審査、指導を強化し、振動公害の発生を防止するよう努めます。</li> <li>悪臭防止法で定める特定物質が規制基準値を達成するよう努めるとともに、鶏糞の堆肥化処理で発生するアンモニア等の悪臭の原因物を定期観測します。併せて悪臭等の原因及び対策に対する啓発と指導を継続し、市民の畜産業に対する理解促進を図ります。</li> </ul>

#### 《取り組みの指標》

項目	実績 令和4年度 (2022年度)	目標 令和15年度 (2033年度)
資源ごみの分別について啓発を行い分別ルール of 徹底を進め、リサイクル率の向上を図ります。	【リサイクル率】 18.5%	【リサイクル率】 27.8%
可燃ごみ・不燃ごみ処理量の削減を進めます。 ※目標値について、焼却量は一般廃棄物処理基本計画、埋立量は不燃物最終処分場の残余容量調査の予測値を使用	【焼却量】 9,898トン 【埋立量】 2,181トン	【焼却量】 6,929トン 【埋立量】 1,515トン
生活排水処理率の向上に努めます。	【生活排水処理率】 88.74%	【生活排水処理率】 98.00%
悪臭防止法で定める特定物質が規制基準値を達成するよう努めるとともに、鶏糞の堆肥化処理で発生するアンモニア等の悪臭の原因物を定期観測します。併せて悪臭等の原因及び対策に対する啓発と指導を継続し、市民の畜産業に対する理解促進を図ります。	【苦情件数】 1件	【苦情件数】 0件



**基本目標：身近な緑の創出とマナーの順守、歴史・文化を継承し、誇れるまちづくりを進めます**

本市の歴史・文化の継承と積極的な活用を通じて将来に渡って誇れるまちにするために、歴史的文化的資源の保全・活用に関する取り組みや美しい郷土景観の形成・保全に取り組みます。また、公園の活用と維持を通じて、身近に緑と触れ合い親しめる場を確保し、快適な市街地の環境創出の促進等を行います。

市民・事業者との協働により、市内全域の歴史的文化的価値の向上を目指し、住んで楽しい、訪れても楽しいまちづくりを推進します。



基本施策	施策の柱	取り組み内容
① 瑞浪市らしい歴史・文化的環境の保全と活用	空き家の管理・対策	• 空家等の関係法令や瑞浪市空家等対策計画に基づき、空家等の対策を実施します。
		• 空き家・空き地バンクが活用されるよう努めます。
	瑞浪市らしい歴史・文化的環境の保全	• 文化財の指定・登録件数の増加に努めます。
		• 美濃源氏七夕まつり等市内の祭りの参加者の増加に努めます。
	瑞浪市らしい歴史・文化的環境の活用	• 小里城跡や、中山道等の文化資源を活用する観光に取り組みます。
		• 市民が地域の歴史・文化と親しむ機会の創出に努めます。
• 環境に配慮しつつ、陶磁器産業の振興に努めます。		
② 快適な都市環境の創出	緑化の推進	• 既存の公園は、環境美化に努めることで適切に維持管理を行い、憩いの広場としての機能を持たせます。
		• 身近な公園の計画的な整備や建築物の壁面緑化、屋上緑化等緑化推進を図ります。
	拠点ネットワーク型まちづくりの推進	• 交通手段の多様化と移動円滑化を図ります。
		• 交通事業者や運送事業者と連携し、バスや貨物自動車への次世代自動車の導入促進を図ります。
③ 美しい郷土景観の保全と創出	美しい郷土景観の保全	• 瑞浪市景観計画にもとづき、良好な景観の形成に努めます。
	美しい郷土景観の活用	• 鬼岩、竜吟峡、屏風山周辺、小里城跡、中山道をはじめとする市内各地域の観光・交流拠点とのネットワーク化を図り、自然とふれあえる場としての活用を推進します。

《取り組みの指標》

項目	実績 令和4年度 (2022年度)	目標 令和15年度 (2033年度)
空き家・空き地バンクが活用されるよう努めます。	【成約件数】 57件(累計)	【成約件数】 150件(累計)
文化財の指定・登録件数の増加に努めます。	【指定件数】 105件	【指定件数】 115件
小里城跡や、中山道等の文化資源を活用する観光に取り組みます。	【ボランティアガイド利用者数】 250人	【ボランティアガイド利用者数】 4,500人
市民が地域の歴史・文化と親しむ機会の創出に努めます。	【市民講座等開催回数】 4回	【市民講座等開催回数】 4回
博物館の統合を推進し、市民にとって魅力的な施設となることを目指すとともに、文化財等を継承する人材の育成を支援します。	【入館者数】 31,175人	【入館者数】 35,000人



基本目標：誰もが環境教育・環境学習を受けられる機会の創出と

各主体が協力した仕組みづくりを行い、参加と協働を促進します

環境教育・学習の促進に向けた場・機会づくりや、各主体による環境保全活動への参加と協働を促進します。市民・事業者が主体的に環境保全活動に参加し、さらには相互に協力することで、人と人、人と地域の繋がりを形成し、環境の保全・向上の実現にとどまらず、自らの活動やまちの環境に対して愛着と誇りをもつこと(シビックプライドの形成)を目指します。



写真

基本施策	施策の柱	取り組み内容
① 行政と市民との協働体制の整備	環境保全活動の促進	• 環境保全活動に参加する市民団体数の増加に努めます。
		• 里親制度による、公共施設の美化、保全活動を行う市民活動団体に対する支援を行います。
		• 効率的かつ効果的な環境保全活動が実現できる技術導入を図ります。
		• すべての市民が参加しやすい環境保全活動を開催するとともに、活動の担い手となるボランティアや専門人材の育成を行います。
情報提供と活動支援	環境教育・体験活動の実施	• 環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等との連携を図り、地球温暖化防止の取り組みを進めます。(再掲)
		• 市の広報紙やホームページ、各種刊行物等の内容を充実し、環境に関する情報のわかりやすい発信や取り組み結果の見える化を行うことで、取り組みによるメリットの情報提供をします。
② 環境教育・体験学習の推進	環境教育・体験活動の実施	• 市民の地球温暖化対策や環境保全活動を支援していく制度、仕組みの充実を図ります。(再掲)
		• 環境フェアみずなみを開催することで、市民の環境意識の向上に努めます。
		• 市民が地域の自然を知り、親しむ機会の創出に努めます。
		• 幼稚園では、自然に触れて感動体験を通して、自然を愛し命あるものを大切にできる環境教育に取り組みます。
		• 可燃物焼却施設等の見学を通して、ゴミ減量やリサイクルをはじめとする環境保全に向けて行動を起こそうとする意識と意欲を高めます。
	• 市内の全小・中学校で、総合的な学習の時間や委員会活動を中心にSDGsの観点から取り組みを推進します。	

基本施策	施策の柱	取り組み内容
	環境教育等実施の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校等における環境学習を実施し、環境意識の向上を図るほか、スーパーエコスクールの水平展開を図ります。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>環境学習の機会創出に努めます。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>大学等の教育機関と連携して環境教育や体験学習の推進を図ります。</li> </ul>
③ 事業所の環境保全意識の向上	事業所に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所が行う地球温暖化対策に関して支援を検討します。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所に対する地球温暖化対策や環境保全に関わる施策の紹介や法制度等の周知を徹底します。</li> </ul>

#### 《取り組みの指標》

項目	実績 令和4年度 (2022年度)	目標 令和15年度 (2033年度)
里親制度による、公共施設の美化、保全活動を行う市民活動団体に対する支援を行います。	【都市公園里親登録団体数】 23 団体 【市道里親登録路線】 187 路線	【里親登録のある公園数】 29 団体 【里親登録のある市道路線数】 250 路線
市の広報紙やホームページ、各種刊行物等の内容を充実し、環境に関する情報のわかりやすい発信や取り組み結果の見える化を行うことで、取り組みによるメリットの情報提供をします。	【ホームページ・SNSアクセス数】 27,309 アクセス	【ホームページ・SNSアクセス数】 40,000 アクセス
環境フェアみずなみを開催することで、市民の環境意識の向上に努めます。	【入場者数】 150 人 ※2023 年度は規模を縮小して開催	【入場者数】 1,500 人
市民が地域の自然を知り、親しむ機会の創出に努めます。	【自然観察会等開催件数】 30 件	【自然観察会等開催件数】 30 件

### 第3節 重点的に進める取り組み

#### 重点的に進める取り組みの位置づけ

「重点的に進める取り組み」は、環境施策の中から優先的に着手し推進することが望ましい取り組みについて抽出し、先導的に実践していくことで、計画全体のスピード感を高めることを目的に設定します。

取り組みの抽出においては下記の視点に基づき、基本目標ごとに1つずつ設定しています。

表 4-1 重点的に進める取り組み抽出の視点

✓ 特に優先度や緊急度が高いと考えられる取り組み
農地・森林保全や水質保全等の瑞浪市の環境課題、脱炭素化や再生可能エネルギー等の社会的要請へ寄与する取り組み
✓ 発展的な取り組み
市民・事業者の関心を集め日常生活・事業活動への波及や、重点事業をきっかけとして進展が期待できる取り組み
✓ 各主体との協働による取り組み
市民・事業者を巻き込んだ、多くの主体の参加と連携により推進する取り組み
✓ 瑞浪市らしい取り組み
豊かな自然環境や瑞浪市の風土、歴史文化等、瑞浪市の魅力を引き出す取り組み

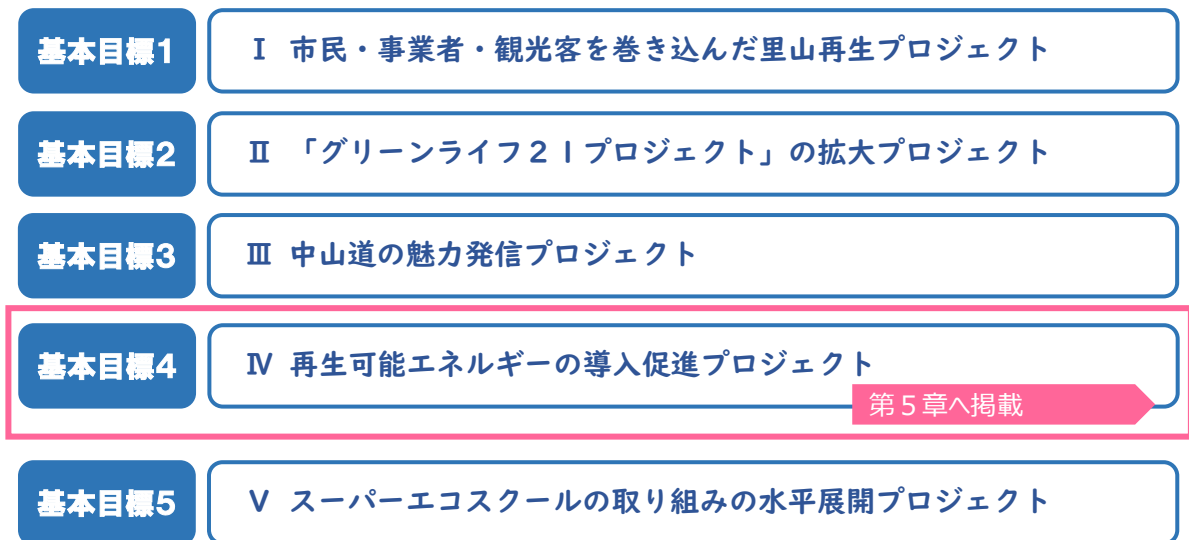


図 4-2 重点的に進める取り組み一覧

## I 市民・事業者・観光客を巻き込んだ里山再生プロジェクト

### — プロジェクトのねらい —

本市は飛騨木曾川国定公園や竜吟峡などを保有し、市域の約7割に森林が広がっています。また、この豊かな自然環境を背景に、ネコギギやオオサンショウウオなどの絶滅危惧種に指定される希少生物が生息しています。また、これらの山並みや田園が作り出す里山の景観について多くの市民が愛着をもっています。しかし一方で、林業や農業への従事者は減少しており、森林整備の停滞、耕作放棄地の増加が懸念されます。

本プロジェクトは、健全な森林・農地の保全と積極的な活用を通じて、生態系の保全や本市の美しい景観の形成、二酸化炭素吸収源対策さらに防災・減災など多面的機能の最大化を目指します。

### — 取り組みの方向性 —

本市のシンボルであり、かつ緊急度が高い農地・森林の保全に対して、市民・事業者の農林業体験を促進し、体験を通じて自主的かつ継続的に参加する仕組みを検討します。また、環境教育の場として、森林や農地で自然とのふれあいを促進し、生物多様性への理解と保全意識を高めるとともに、地域産業の実践の場としても活用し、愛着と誇りを養います。

将来的には、間伐などの森林管理を通じた二酸化炭素の吸収量をクレジット化し、そのクレジットを企業等へ売却することにより得た収益を利用して、さらなる森林整備・活用の促進へ繋げる取り組みを検討します。



## Ⅱ 「グリーンライフ 21 プロジェクト」の拡大プロジェクト

### — プロジェクトのねらい —

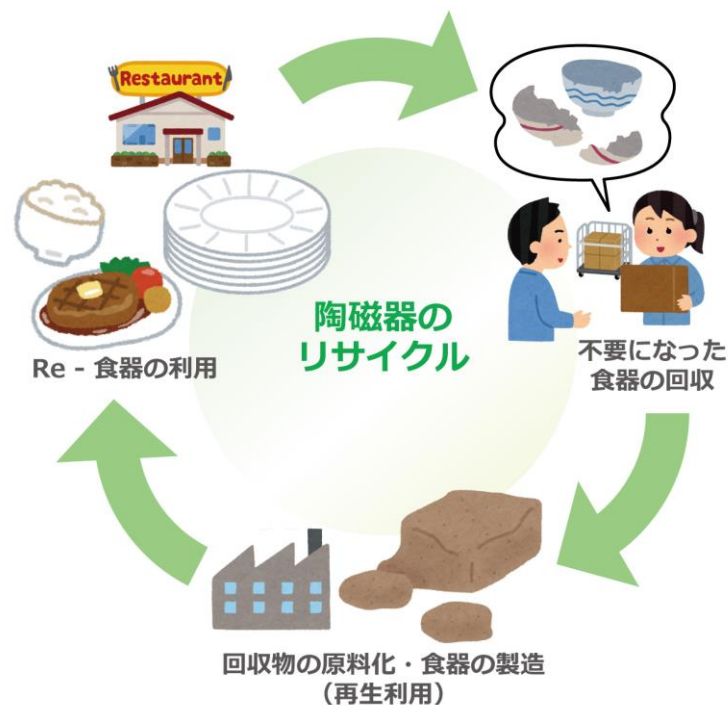
美濃地方は良質な陶土を有し、飛鳥時代から美濃焼を生産してきた歴史を持ち、本市においても、美濃焼の産地として陶磁器産業が発展してきました。さらに、現在は「みずなみ焼」ブランドの確立を進めています。一方で、原料枯渇や廃棄物処理量削減への対応が求められています。

本プロジェクトは、地場産業である陶磁器産業における資源循環及び脱炭素の取り組みを市全体で推進し、陶磁器産業やその他の産業への波及を目指します。

### — 取り組みの方向性 —

使用済みの陶磁器は、微粉碎することでリサイクル陶土として再生利用することが可能です。リサイクル陶土が使用された食器は「Re-食器」と呼ばれており、陶磁器産業界においてこのような陶磁器リサイクルの取り組みが進められています。

家庭からの使用済み陶磁器の効率的な回収の仕組みを構築するとともに、イベントや市庁舎における「Re-食器」の展示及び利用を通じて、「Re-食器」の普及と理解浸透を促進し、リサイクル意識と参加意欲の向上を図ります。また、配合率と品質の向上について研究し、「Re-食器」の普及拡大を促進します。



### Ⅲ 中山道の魅力発信プロジェクト

#### — プロジェクトのねらい —

本市の北部丘陵を東西に中山道が通っています。街道沿いには大湫宿、細久手宿の宿場町のほか、一里塚、琵琶峠、十三峠、弁財天の池など多くの史跡や名所、歴史的な景観が残っています。

先人の努力によりこれまで美しい景観が保たれてきた宿場や史跡を、地域全体で守り続けていく取り組みが現在も行われています。しかし、大湫宿はかつての宿場でありながら、空き家が増加し現在は宿泊機能を失っていることや、飲食施設が少ないことが課題となっています。また、細久手宿は、空き家の増加や、宿場としてのまちなみが失われつつあります。

本プロジェクトでは、中山道の史跡の保全、景観の維持を地域・行政や事業者の協働により進めます。

#### — 取り組みの方向性 —

史跡・景観の保全を地域と行政の協働のもとに計画的に進めていきます。また、訪れた方が、宿場町に宿泊し、食事をして、様々な体験ができる場の提供、滞在期間中に回遊できるような仕組みづくり、地域の稼ぐ力を回復・強化に向けて、生活者と共生した一体的な整備を進めていきます。





## V スーパーエコスクールの取り組みの水平展開プロジェクト

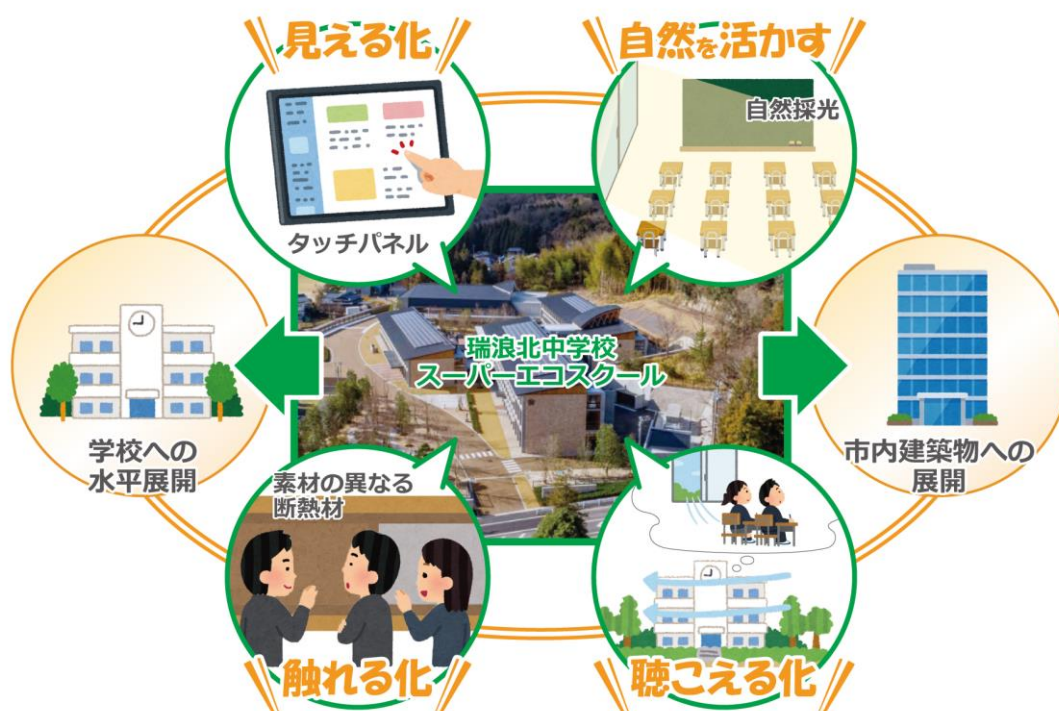
### — プロジェクトのねらい —

瑞浪北中学校は、全国で初めての「スーパーエコスクール」として新築・開校しました。中学校には太陽光発電パネル、蓄電池、風力発電装置の設置により再生可能エネルギーを活用しています。また、省エネ性能が高い高効率機器の導入や外皮の断熱化はもちろん、森からの風を換気に利用したり、多くの自然光を教室に採り込むなど、本市の地形・風土を活かした設計となっています。さらに、「エコモニター」による消費電力等の「見える化」のほか、素材の異なる断熱材の温度を体感する「触れる化」、中庭植栽のそよぎを感じる「聴こえる化」など、五感で感じる環境教育システム「環境学習プラットフォーム」が反映され、生徒自身の主体的な省エネ行動を促す仕組みが取り入れられています。このような取り組みを行うことで、令和元年(2019年)9月から令和2年(2020年)8月にかけてZEBを達成しました。

本プロジェクトは、本市の風土を活かした先進的な環境保全の取り組みを共有し、市内の小・中学校にも建て替え等の際には、瑞浪北中学校の技術を取り入れていくことを目指します。

### — 取り組みの方向性 —

市内の小・中学校の建て替え等を行う際には、瑞浪北中学校の建築により得られたノウハウを活かし、最先端技術として、学校に限らず市内の住宅や事業所等の建築物へ幅広く情報公開を行い、建築物の脱炭素化の水平展開を図ります。







**第5章**  
**地球温暖化対策実行計画**  
**—区域施策編—**

## 第1節 計画の基本的事項

### (1) 計画の対象範囲

本計画の対象区域は市全域とし、本市に在住する市民及び事業者を実施主体として計画します。

### (2) 計画の期間

令和6年度(2024年度)から開始し、計画期間を10年間として令和15年度(2033年度)までとします。

削減目標の基準となる基準年度と、現段階における最終目標である長期目標、基準年度から最終年度の間の期間で目標達成に向けた到達目標地点として中期目標を設定します。

### (3) 対象とする温室効果ガスの種類

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法に定める7種類のガスのうち、排出量の多くの割合を占める二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)と、本市の農業・畜産業が盛んな地域特性を踏まえて、メタン(CH<sub>4</sub>)を対象とします。

表 5-1 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等
メタン(CH <sub>4</sub> )		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼育及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		クロロジフルオロメタンまたはHFCsの製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としてのHFCsの使用
パーフルオロカーボン類(PFCs)		アルミニウムの製造、PFCsの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としてのPFCsの使用
六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )		マグネシウム合金の鋳造、SF <sub>6</sub> の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出
三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )		NF <sub>3</sub> の製造、半導体素子等の製造

資料：「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」（令和4年3月環境省）を基に作成

#### (4) 対象とする排出部門・分野

本計画で対象とする温室効果ガスの排出部門及び分野は以下のとおりとします。

##### 【二酸化炭素】

産 業 部 門：製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出

民生家庭部門：家庭におけるエネルギー消費に伴う排出

民生業務部門：事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しない  
エネルギー消費に伴う排出

運 輸 部 門：自動車、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出

廃 棄 物 部 門：廃棄物の焼却処分に伴う排出

##### 【メタン】

燃料の燃焼分野：自動車走行に伴う排出

農 業 分 野：耕作（水田）における排出、家畜飼養及び家畜排せつ物管理に伴う排出

廃 棄 物 分 野：廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出

## 第2節 将来ビジョン

令和 32 年(2050 年)の本市の将来ビジョンを作成しました。

将来ビジョンは、ゼロカーボンシティを実現した将来の本市における社会の状態を表すもので、この将来ビジョンを通じて、今後目指す将来の姿を市民・事業者・行政が共有し、一体となって取り組みへの理解と協力を促進して進めていくものです。

検討にあたり市民・事業所アンケートの結果を考慮したほか、令和 32 年(2050 年)におけるカーボンニュートラルの情勢や技術革新の状況について、各省庁が整理した将来像を参考にしました。

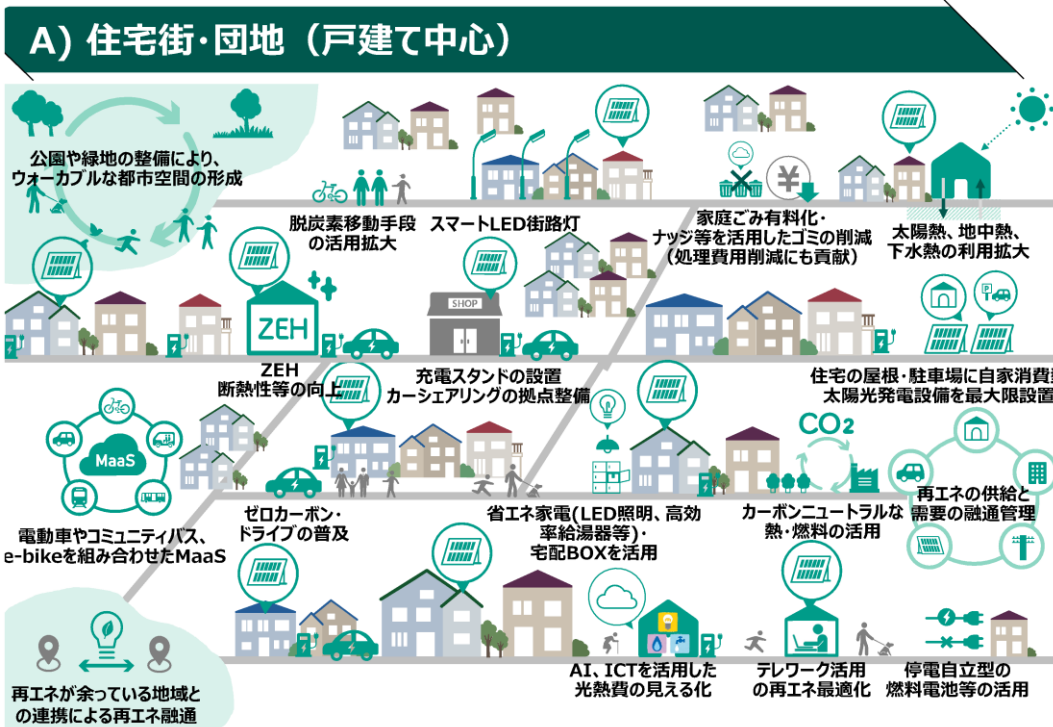
### ◆将来ビジョン

各家庭や事業所において、あらゆる機器がデジタル化し、AIやIoT等の技術を活用したり、行動科学を用いたライフスタイルの提案等により、誰もが効率よくエネルギーを利用しています。

本市の資源を活用した再生可能エネルギーや水素の導入と活用が拡大し、次世代電力マネジメントサービスを通じて、安定的にカーボンフリーな電力と熱が供給されています。住宅への太陽光発電の導入も進み自家消費が普及するほか、余剰電力をシェアすることで、電力消費者と生産者を兼ねる”プロシューマー”が一般化しています。

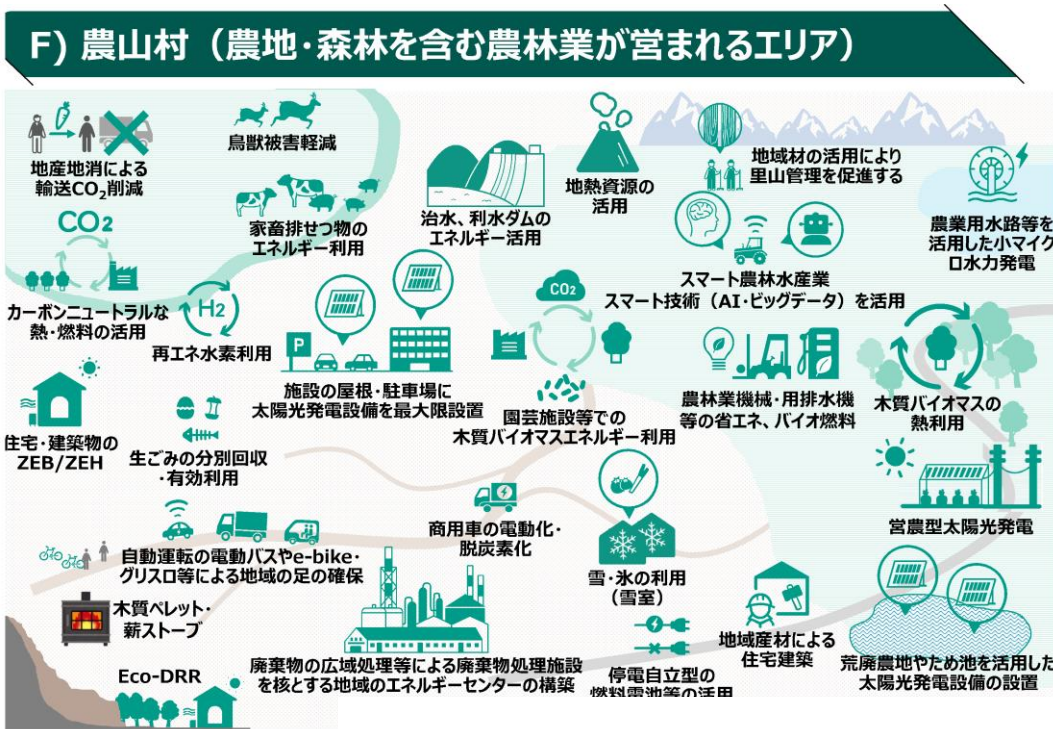
また、交通においては、マイカーや社用車のほかコミュニティバスやデマンド交通等あらゆる乗り物が、電気自動車や燃料電池自動車等ZEV(Zero Emission Vehicle)化しています。さらに、電気自動車は蓄電池としての役割を果たし、自立分散電源の一端を担うほか、災害時において非常用電源としても活用されています。

本市の約7割を森林が占めており、豊かな自然環境の象徴であるとともに、多くの市民が里山や田園に愛着を抱いています。森林は生物の棲み処としてだけでなく、多様な機能を有しており、その一つに二酸化炭素の吸収源としての役割があります。適切な森林の整備と管理が持続的に行われ、さらに市街地を含めた緑化やグリーンインフラの活用により、グリーンカーボンの保全と活用が進んでいます。



資料：環境省\_地域脱炭素ロードマップ【概要】

図 5-1 将来ビジョンのイメージ(住宅街)



資料：環境省\_地域脱炭素ロードマップ【概要】

図 5-2 将来ビジョンのイメージ(農山村部)

### 第3節 削減シナリオとロードマップ

中期目標及び長期目標の達成に向けた削減シナリオとロードマップを作成しました。

中期目標については実現可能な対策から取り組みを進め、令和12年度(2030年度)以降は最新技術等の革新的なイノベーションを背景とした地球温暖化対策の加速化を視野に入れて取り組みを進めます。

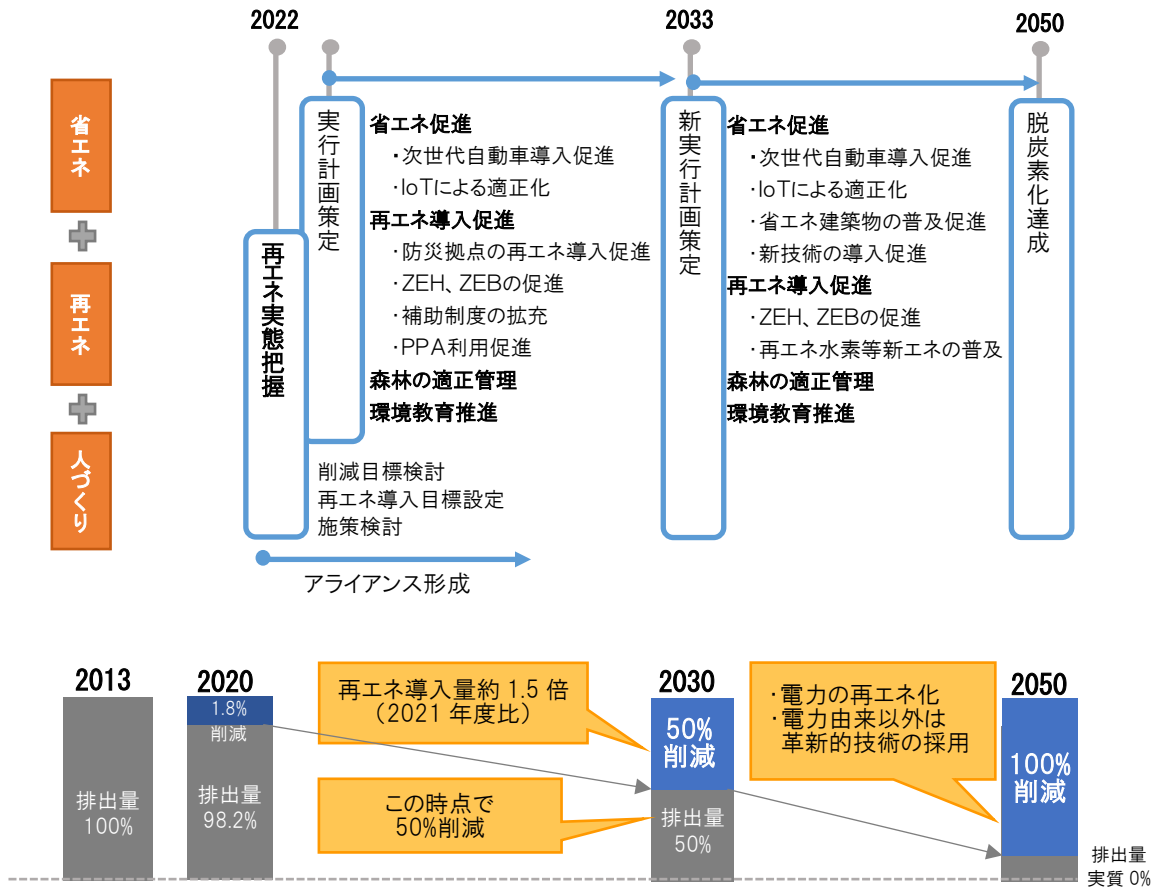


図 5-3 脱炭素シナリオ

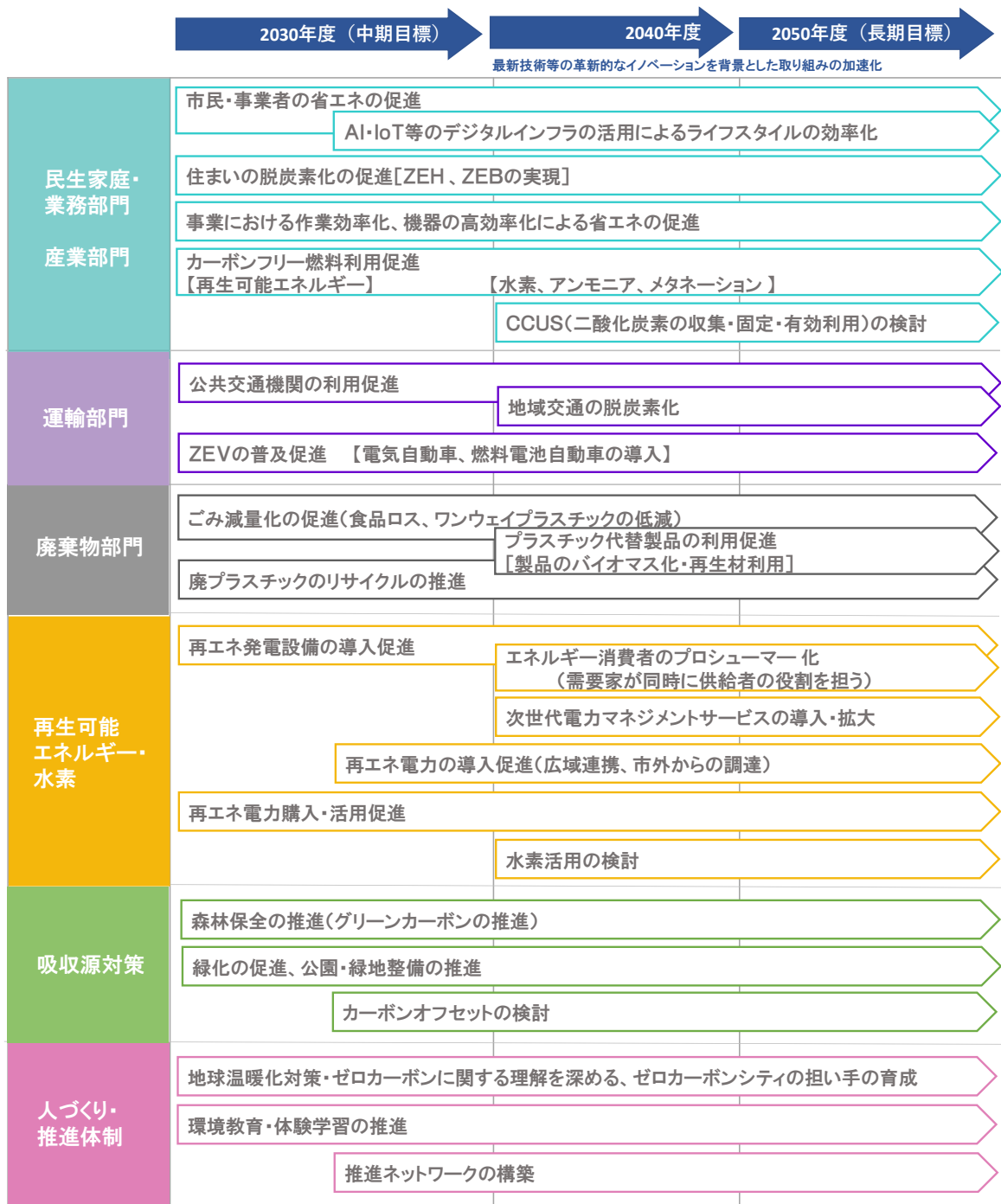


図 5-4 ゼロカーボンシティの実現に向けたロードマップ



## 第4節 削減目標の基本事項

### (1) 計画の基準年度

国の「地球温暖化対策計画」(令和3年(2021年)10月)を踏まえ、基準年度を平成25年度(2013年度)とします。

**【基準年度】 平成25年度(2013年度)**

### (2) 温室効果ガス排出量削減の目標年度と設定する削減目標

中期目標、長期目標を設定することとし、目標年度と設定する削減目標はそれぞれ以下のとおりとします。

表 5-2 目標年度と設定する削減目標

目標年度	目標年度の考え方	設定する削減目標
基準年度 平成25年度 (2013年度)	• 国及び岐阜県の方針に準じる	—
中期目標 令和12年度 (2030年度)	• 国の目標年度と整合を図る	• 温室効果ガス総量削減目標 • 部門別削減目標(二酸化炭素)
長期目標 令和32年度 (2050年度)	• 国及び岐阜県の方針に準じる	• 温室効果ガス総量削減目標

### (3) 中期目標の算定方法

中期目標は、現状から追加的な対策を行わず、かつ将来の電源構成<sup>※</sup>等の外的要因を考慮した場合(現状<sup>すうせい</sup>趨勢(BAU)ケース)の将来推計を行い、この現状<sup>すうせい</sup>趨勢ケースの排出量から、新たな対策の実施による削減量を減じることで算定します。

削減量は、本計画の施策・具体的な取り組みに基づく対策効果の積み上げ値を推計します。推計にあたっては、国や岐阜県の取り組みにより期待される効果も考慮します。

※「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」(経済産業省)で示す電源構成

**中期目標の排出量 = 現状<sup>すうせい</sup>趨勢ケースの排出量<sup>※</sup> - 施策等による削減量**

※電源構成の改善等の外的要因を考慮



## 第5節 将来推計

### (1) 温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢）

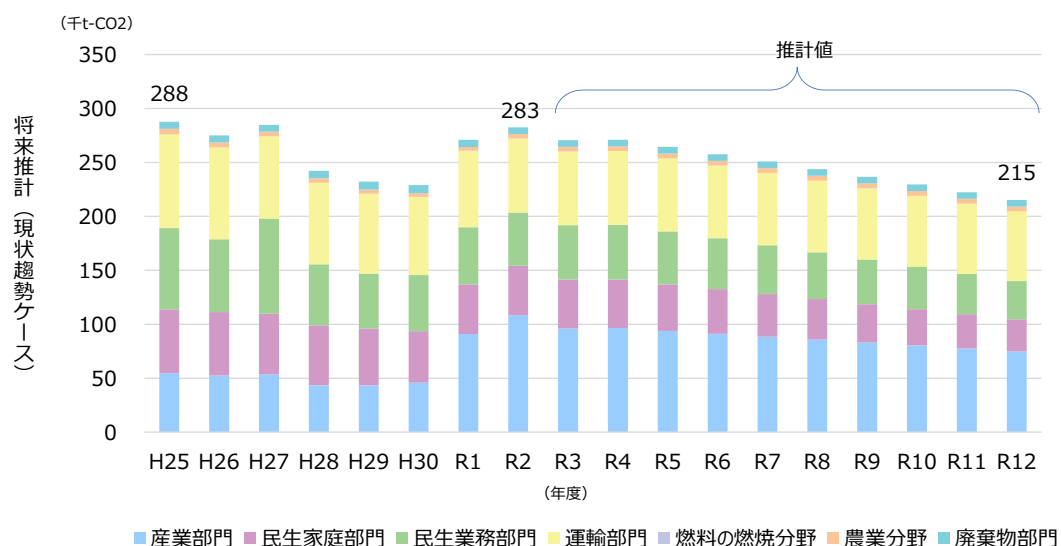
令和12年(2030年)までの現状趨勢(BAU)ケースの温室効果ガス排出量を、部門別に推計しました。

推計は、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」に基づいて行いました。

現状趨勢(BAU)ケースは、現状から追加的な対策を行わず、かつ将来の電源構成の改善<sup>※</sup>等の外的要因を考慮した場合の排出量と位置づけ、電力の排出係数を反映しています。

※「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」(経済産業省)で示す電源構成

将来推計の結果、令和12年度(2030年度)における市の温室効果ガス排出量は215千t-CO<sub>2</sub>となり、平成25年度(2013年度)比で約27%の減少となる見込みです。



※廃棄物部門は二酸化炭素とメタンの合計値

図 5-5 温室効果ガス排出量の将来推計

## 第6節 削減目標

地球温暖化対策の取り組みに関して削減効果を算出して積み上げを行い、各部門の削減目標を設定しました。

現状趨勢(BAU)ケースに対し、行政・市民・事業者が一体となって地球温暖化対策を講じることで、中期目標として、令和12年度(2030年度)の市内の温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比で50%以上削減することを目指します。

また、長期目標として、令和32年(2050年)までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。

【中期目標】 令和12年度(2030年度)

平成25年度(2013年度)比 **マイナス50%以上** を目指します

【長期目標】 令和32年(2050年)

**温室効果ガス排出量実質ゼロ** を目指します

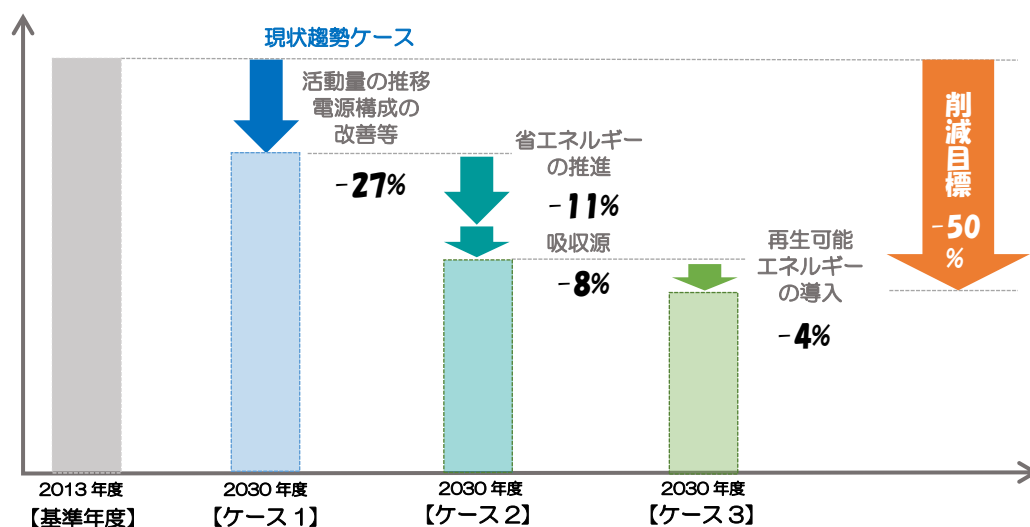


図 5-6 削減目標のイメージ

表 5-3 各部門における削減目標イメージ(千 t-CO<sub>2</sub>)

【ケース1】現状趨勢(BAU)

部門	平成 25 年度 (2013 年度) 排出量	令和 12 年度 (2030 年度)	
		削減量	平成 25 年度比 削減割合
現状趨勢ケース <sup>※1</sup>	288	78	27%

【ケース2】ケース1 + 省エネ等の取り組みによる削減効果・吸収量

部門	平成 25 年度 (2013 年度) 排出量	令和 12 年度 (2030 年度)	
		削減量	平成 25 年度比 削減割合
産業部門	54.7	-14.8	-27%
民生家庭部門	59.0	31.5	53%
民生業務部門	75.3	47.4	63%
運輸部門	87.1	43.8	50%
廃棄物部門	6.3	1.0	16%
二酸化炭素合計	282.5	108.9	39%
メタン	5.2	0.7	14%
吸収量		23.8	8%
<b>合計</b>	<b>288</b>	<b>133</b>	<b>46%</b>

【ケース3】ケース2 + 再生可能エネルギー導入

部門	平成 25 年度 (2013 年度) 排出量	令和 12 年度 (2030 年度)	
		削減量	平成 25 年度比 削減割合
再生可能エネルギー導入		12	4

↓↓ 再生可能エネルギー導入による削減量は民生部門へ配分

産業部門	54.7	-14.0	-26%
民生家庭部門	59.0	39.5	67%
民生業務部門	75.3	50.3	67%
運輸部門	87.1	43.8	50%
廃棄物部門	6.3	1.0	16%
二酸化炭素合計	282.5	120.6	43%
メタン	5.2	0.7	14%
吸収量		23.8	8%
<b>合計</b>	<b>288</b>	<b>145</b>	<b>50%</b>

※ 小数点以下の計算によって表の合計値が一致しない場合がある

※1 電力会社による電源構成の改善と活動量の変動を含む

## 第7節 再生可能エネルギー導入量の目標

温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、令和12年度(2030年度)における再生可能エネルギーの使用量を、電力消費量<sup>※</sup>の4割以上とすることを目指します。

令和32年(2050年)は、省エネルギー対策を実施した上で、電力消費量のすべてを再生可能エネルギーで賄うことを目指します。

※令和3年度(2021年度)の電力消費量(資料:自治体排出量カルテ)

**【再生可能エネルギーの導入目標】令和12年度(2030年度)  
市内の電力消費量の4割以上 を目指します**

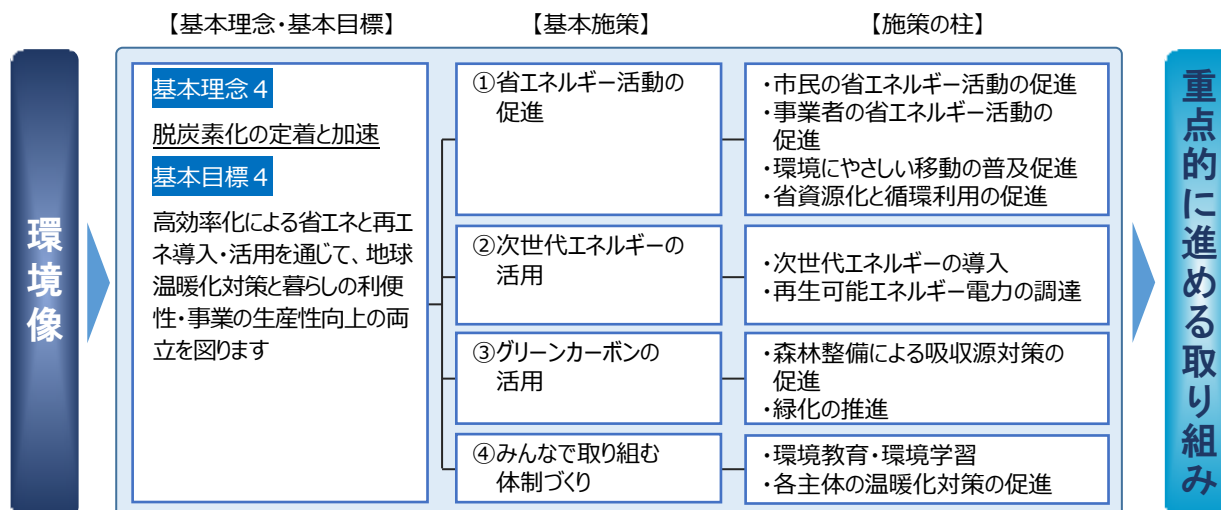
表 5-4 再生可能エネルギーの導入量の概要

取り組み内容		再エネ供給量 (MWh)
太陽光発電の導入	戸建住宅等	19,500
	集合住宅	
	業務系建物ほか	11,800
	耕地(田・畑)	12,100
	荒廃農地	
	工場、倉庫	3,100
バイオマスの導入		600

## 第8節 ゼロカーボンシティに向けた取り組み

ゼロカーボンシティの実現に向けて、基本理念4及び基本目標4に関する取り組みを推進します。

### (1) 施策の体系



削減目標の達成

図 5-7 施策体系図

## (2) 環境保全の取り組み

基本方針を踏まえて、具体的な取り組み内容を設定しました。市民・事業者・市が協働して取り組みを推進します。

### 基本理念 4. 脱炭素化の定着と加速



#### 基本目標：高効率化による省エネと再エネ導入・活用を通じて、地球温暖化対策と暮らしの利便性・事業の生産性向上の両立を図ります

省エネルギー活動の促進、再生可能エネルギーを含む次世代エネルギーの活用、グリーンカーボンの活用、みんなで取り組む体制づくりの4つの観点から脱炭素化の定着と加速に向けた取り組みを推進します。

最新技術を活用した徹底した省エネルギーや移動手段を普及させるとともに、市内の再生可能エネルギーを地域内供給しエネルギーの自給自足を目指します。また、豊かな森林を適切に保全・管理することで二酸化炭素吸収源としても活用します。地球温暖化対策と暮らしの利便性・生産性がともに向上し、相乗効果を発揮するゼロカーボンシティの実現を目指します。

写真

基本施策	施策の柱	取り組み内容
① 省エネルギー活動の促進	市民の省エネルギー活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日常における自発的な行動促進に向けて、自主的な行動を促す情報を積極的に発信します。</li> <li>• 省エネルギー機器への更新やライフスタイルに合わせた省エネルギー対策、H E M S・スマートメータ等の使用エネルギーの可視化の促進に努めます。</li> <li>• 住宅の新築・改修にあたり、省エネルギー住宅等の採用の促進を図ります。</li> <li>• 補助金制度等を継続し、再生可能エネルギーの利用を積極的に支援します。</li> <li>• 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）の活用を促進します。</li> <li>• エネルギー消費の収支がゼロになる住宅（Z E H）の普及啓発を行います。</li> </ul>
	事業者の省エネルギー活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業活動における自発的な行動促進に向けて理解を深めるとともに、省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入、省エネルギー診断の受診等、設備の運用方法の見直し等の促進を図ります。</li> <li>• Z E B 普及促進のため、設備導入やB E M S・スマートメータ等導入に係る支援策を検討します。</li> </ul>

基本施策	施策の柱	取り組み内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用や水素エネルギーの活用を検討します。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>テレワークの導入等による事業所におけるエネルギー消費量の削減の促進を図ります。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>カーボンニュートラル技術に関する情報を積極的に収集し、技術力の底上げを図ります。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>瑞浪市地球温暖化対策実行計画に基づき、二酸化炭素の排出量削減に努めます。</li> </ul>
	環境にやさしい移動の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通手段の多様化と移動円滑化を図ります。(再掲)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代自動車の導入、導入支援、インフラ設備の拡充を図るとともに、次世代自動車の、災害時における防災電源としての利用を促進します。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>交通事業者や運送事業者と連携し、バスや貨物自動車への次世代自動車の導入の促進を図ります。(再掲)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>エコドライブの普及啓発活動を通じて、実施率の向上を図ります。</li> </ul>
	省資源化と循環利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民・事業者の自主的かつ積極的な取り組みのため、ごみを減量する意識をもつよう啓発活動を促進します。(再掲)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>資源ごみの分別について啓発を行い分別ルール徹底を進め、リサイクル率の向上を図ります。(再掲)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>使い捨てプラスチック削減やプラスチックの代替品への利用転換を促進します。(再掲)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>食品ロス削減の必要性やその手法について、市民・事業者への普及啓発を実施します。(再掲)</li> </ul>
	② 次世代エネルギーの活用	次世代エネルギーの導入
<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電システムのほか、蓄電池やエネルギー管理システム等の一体的な導入支援を行うとともに、災害時の活用を見据えた導入を促進します。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設をはじめ複数の建物やエリアにおいて、再生可能エネルギーが融通できる自立・分散型のエネルギーシステム等のモデル構築について検討します。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域新電力等を構築し、エネルギーの安定供給に向けた地域全体でのエネルギー（電力）導入を検討します。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>水素社会の実現に向けた普及啓発活動を行うとともに、水素ステーションの整備や、燃料電池自動車、家庭用燃料電池等の設備について導入の促進を図ります。</li> </ul>		
再生可能エネルギー電力の調達		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー電力の共同購入、電力事業者の情報提供・啓発により、再生可能エネルギー電力の選択を促します。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン電力証書・非化石証書への理解を促進し、普及の促進を図ります。</li> </ul>

基本施策	施策の柱	取り組み内容
③ グリーンカーボンの活用	森林整備による吸収源対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林のもつ多面的な機能を維持するため、健全な森林環境の保全に努めます。</li> <li>国立公園の森林地域や、多くの保安林及び特別緑地保全地区等森林の適切な育成、管理を図ります。</li> </ul>
	緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊休農地の解消に努めるとともに、農地集積を促進します。</li> <li>身近な公園の計画的な整備や建築物の壁面緑化、屋上緑化等緑化推進を図ります。(再掲)</li> </ul>
④ みんなで取り組む体制づくり	環境教育・環境学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校等における環境学習を実施し、環境意識の向上を図るほか、スーパーエコスクールの水平展開を図ります。(再掲)</li> <li>大学等の教育機関と連携して環境教育や体験学習の推進を図ります。(再掲)</li> </ul>
		各主体の温暖化対策の促進

#### 《取り組みの指標》

項目	実績 令和4年度 (2022年度)	目標 令和15年度 (2033年度)
「瑞浪市エネルギー利用最適化事業補助金」件数 (蓄電システム、次世代自動車用充電システム、 家庭用燃料電池システム、住宅用太陽光発電システム)	【補助件数】 60件	【補助件数】 70件
次世代自動車普及台数 ※国の補助金を受けた次世代自動車台数	【補助件数】 41件	【補助件数】 100件
間伐面積	【間伐面積】 1,201.88ha (2014年度～ 2023年度累計)	【間伐面積】 600ha (2024年度～ 2033年度累計)
環境学習実施回数	【環境学習実施時間】 308.5時間	【環境学習実施時間】 310時間



### (3)重点的に進める取り組み

## IV 再生可能エネルギーの導入促進プロジェクト

### — プロジェクトのねらい —

2050年における温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す、「瑞浪市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、脱炭素化に向けた取り組み強化を図っています。ゼロカーボンシティの実現のためには、各主体による省エネルギー対策を推進するとともに、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を両輪で進めることが必要不可欠です。現在、本市においては市内の消費電力の約3割に相当する再生可能エネルギーを導入しており、さらなる導入が求められます。

本プロジェクトは、再生可能エネルギー設備の導入を推進するとともに、市民・事業者が広く再生可能エネルギーによる電気・熱を使用できる環境を整備することで、エネルギーの地産地消を目指します。

### — 取り組みの方向性 —

ZEH・ZEBの促進を通じて、家庭や事業所における太陽光発電設備の導入と活用を推進します。また、再生可能エネルギーの発電設備等の導入と、地域の脱炭素化の取り組みを行う促進区域について設定することで、適正な環境配慮と合意形成を踏まえた、地域と共生し地域に貢献する再生可能エネルギーの導入事業を促進します。

さらに、地域新電力を設立し、市内で生産された再生可能エネルギー電力を市内で地域供給し、消費する仕組みを構築することによって、エネルギーの地産地消と地域経済の活性化、エネルギー自給率の向上を推進します。





**第6章**  
**地球温暖化対策実行計画**  
**—事務事業編—**

## 第1節 計画の基本的事項

### (1) 計画の対象範囲

本計画の対象区域は市庁舎をはじめ、公共施設等における事務及び事業の全般とします。

ただし、指定管理者制度により事務事業を実施する施設は、温室効果ガス排出量の算定対象外とし、排出量抑制の取り組みについて協力を要請します。

また、個人使用である市営住宅は、対象外とします。

### (2) 計画の期間

令和6年度(2024年度)から開始し、計画期間を10年間として令和15年度(2033年度)までとします。

計画の実施に当たっては、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)と整合性を持たせるために、平成25年度(2013年度)の温室効果ガス排出量を基準として削減に取り組みます。そして、毎年度において総排出量を把握するとともにおよそ中間年にあたる令和10年度(2028年度)に見直しを行い、計画期間において削減目標の達成を図ります。

### (3) 対象とする温室効果ガスの種類

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法に定める7種類のガスのうち、実質的に数量計算・数量換算が可能な二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3種類とします。

表 6-1 対象とする温室効果ガス

1. 二酸化炭素	3. 一酸化二窒素
イ 燃料の使用 ロ 他人から供給された電気の使用 ハ 他人から供給された熱の使用 ニ 一般廃棄物の焼却 ホ 産業廃棄物の焼却 ヘ その他	イ ボイラーにおける燃料の使用 ロ ディーゼル機関における燃料の使用 ハ ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用 ニ 家庭用機器における燃料の使用 ホ 自動車の走行 ヘ 船舶における燃料の使用 ト 麻酔剤(笑気ガス)の使用 チ 家畜の排せつしたふん尿の管理 リ 耕地における化学肥料の使用 ヌ 農作物の栽培のための化学肥料以外の肥料の使用 ル 牛の放牧 ヲ 植物性の物(殻及びわら)の焼却 フ 施設(終末処理場及びし尿処理施設)における下水等の処理 カ 浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理 ヨ 一般廃棄物の焼却 タ 産業廃棄物の焼却 レ その他
2. メタン	
イ ボイラーにおける燃料の使用 ロ ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用 ハ 家庭用機器における燃料の使用 ニ 自動車の走行 ホ 船舶における燃料の使用 ヘ 家畜の飼養(消化管内発酵) ト 家畜の排せつしたふん尿の管理 チ 水田の耕作 リ 牛の放牧 ヌ 植物性の物(殻及びわら)の焼却 ル 廃棄物の埋立処分 ヲ 施設(終末処理場及びし尿処理施設)における下水等の処理 フ 浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理 カ 一般廃棄物の焼却 ヨ 産業廃棄物の焼却 タ その他	表注1) 表中の活動区分の名称は、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項の表現を踏まえつつ、特に第2号へ及びト及びヌ並びに第3号チ及びヲ並びに第5号については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)」(令和4年1月)などの表現も参考にして記載したものであり、本マニュアル独自の表現です。

資料:「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」(令和5年3月環境省)

## 第2節 温室効果ガス排出量の現状 (第3次瑞浪市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の評価)

### (1) 第3次瑞浪市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)における目標

第3次瑞浪市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)においては、平成25年度(2013年度)を基準として、計画期間終了である令和5年度(2023年度)までに全体で10%の削減を目標としています。

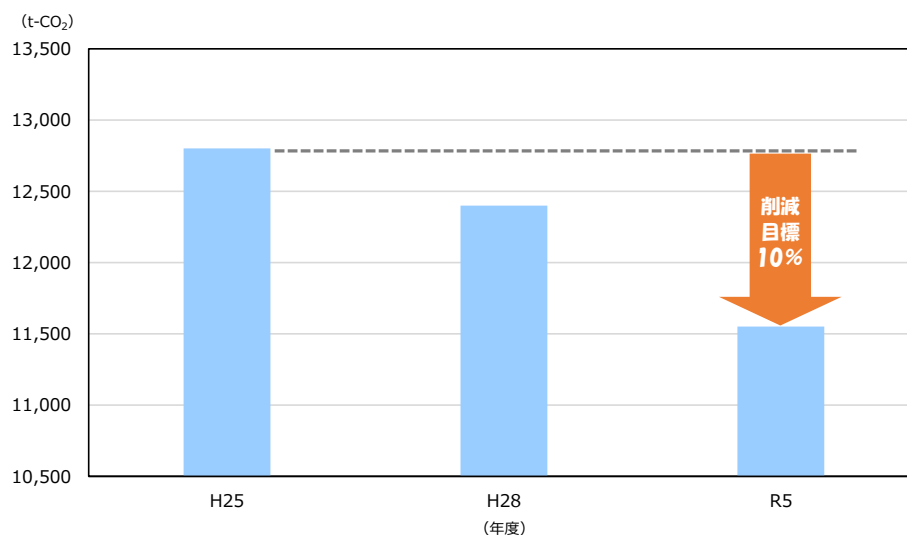


図 6-1 二酸化炭素排出量の推移と第3次瑞浪市地球温暖化対策実行計画の目標値

### (2) 温室効果ガス排出の現況

令和4年度(2022年度)の二酸化炭素排出量は10,044 t-CO<sub>2</sub>となっており、平成25年度(2013年度)比22.1%削減で、第3次瑞浪市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の目標を達成しています。

削減が進んだ要因は、地球温暖化対策による燃料等のエネルギー使用量と一般廃棄物焼却量の低減、さらに、電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数の改善が寄与していると考えられます。

表 6-2 平成 25 年度(2013 年度)及び令和4年度(2022 年度)の  
二酸化炭素の排出量(t-CO<sub>2</sub>)

ガスの種類		平成25年度 (2013年度)		令和4年度 (2022年度)		平成25年度 (2013年度) との増減比 (%)	主な排出削減要因
		CO <sub>2</sub> 換算 排出量	構成比 (%)	CO <sub>2</sub> 換算 排出量	構成比 (%)		
二酸化炭素	燃料等の 使用	8,546	66.2	5,866	58.4	▲31.3	・LPガスを除くLPG -使用量の低減 ・電力の排出係数の 低減
	一般廃棄物 の焼却	4,350	33.7	4,178	41.6	▲4.0	・一般廃棄物焼却量 の低減
合計		12,896	100	10,044	100	▲22.1	—

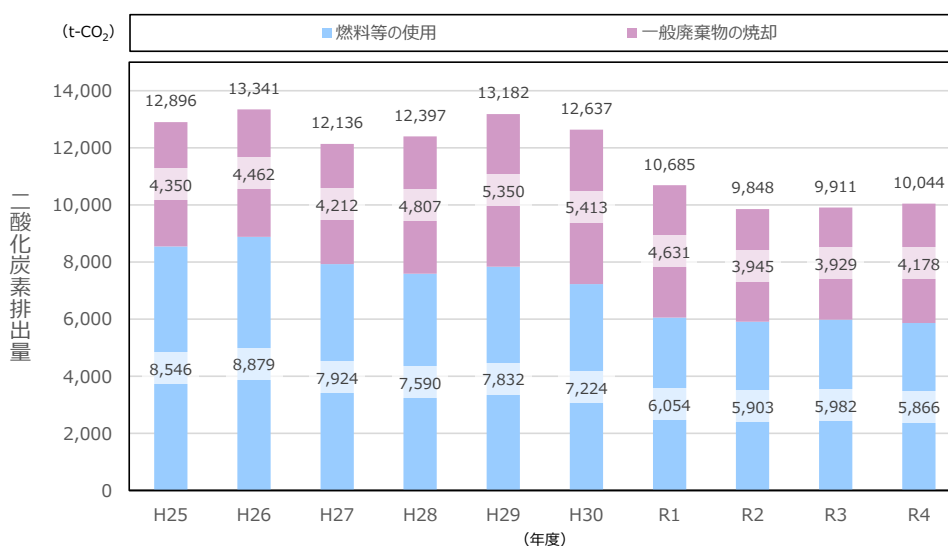


図 6-2 温室効果ガス排出量の推移

表 6-3 令和4年度(2022 年度)のメタン及び一酸化二窒素の排出量(t-CO<sub>2</sub>)

ガスの種類	令和4年度(2022年度) CO <sub>2</sub> 換算排出量	主な排出要因
メタン	148	・自動車の走行 ・施設における下水等の処理
一酸化二窒素	調整中	・一般廃棄物の焼却

※地球温暖化係数を乗じてCO<sub>2</sub>に換算

### 第3節 再生可能エネルギーの導入状況

本市の公共施設への再生可能エネルギーの導入状況は、太陽光発電設備について 290kW であり、令和4年度(2022年度)における年間の発電量は 380,000kWh/年でした。

令和4年度(2022年度)において再生可能エネルギー導入・活用した電力量は、事業所としての瑞浪市役所の令和4年度(2022年度)における電気の使用量(11,224MWh)に対して約 3.4% に相当します。

表 6-4 再生可能エネルギーの導入状況(令和4年度(2022年度)実績)

	太陽光発電設備の導入	
	導入容量 [kW]	発電電力量 [kWh]
再生可能エネルギー 導入・活用量	290	380,000
電気の使用量 [kWh]	11,224	
電力消費量に 対する割合 [%]	3.4	

※指定管理者制度により事務事業を実施している下記の施設は算定の対象外です。

- ・瑞浪市地域交流センター
- ・瑞浪市子ども発達支援センター
- ・南小田児童館
- ・市民福祉センター

## 第4節 削減目標の設定

### (1) 計画の基準年度と目標年度

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)と整合を図り、基準年度を平成 25 年度(2013 年度)、目標年度を令和 15 年度(2033 年度)とします。

【基準年度】 平成 25 年度 (2013 年度)

【目標年度】 令和 15 年度 (2033 年度)

### (2) 削減目標

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)と整合を図り、事務事業編における排出削減量を令和 12 年度(2030 年度)に 50%以上、令和 15 年度(2033 年度)に 60%と設定します。

内訳としては、エネルギー使用量の抑制や施設の建築・管理等に関する取り組み等の地球温暖化対策による削減効果と、再生可能エネルギーの導入・活用による削減効果の合計値とします。

表 6-5 二酸化炭素排出量の削減目標

	排出量実績 [t-CO <sub>2</sub> ]		目標値 令和15年度 (2033年度)	
	平成25年度 (2013年度)	令和4年度 (2022年度)	削減量 [t-CO <sub>2</sub> ]	削減率 [%]
公共施設における省エネ等 による削減	12,896	10,044	3,903	30.3
再生可能エネルギーの 導入・活用による削減			3,834	29.7
合計			7,738	<b>60.0</b>

※削減量及び削減率は平成 25 年度 (2013 年度) の排出量からの数値を示す

(道路照明等の排出量と削減目標)

	排出量実績 [t-CO <sub>2</sub> ]	目標値※ 令和15年度 (2033年度)	
	令和4年度 (2022年度)	削減量 [t-CO <sub>2</sub> ]	削減率 [%]
道路照明等を対象とした 省エネ等による削減	69	7	10.5

※本計画において新たに道路照明等を対象とすることから、削減量及び削減率は令和 4 年度 (2022 年度) の排出量からの数値を示す



【参考 2030 年度における削減量と削減率】

	排出量実績 [t-CO <sub>2</sub> ]		目標値 令和12年度（2030年度）	
	平成25年度 （2013年度）	令和4年度 （2022年度）	削減量 [t-CO <sub>2</sub> ]	削減率 [%]
公共施設における省エネ等 による削減	12,896	10,044	3,628	28.1
再生可能エネルギーの 導入・活用による削減			2,949	22.9
合計			6,577	<b>51.0</b>

（道路照明等の排出量と削減目標）

	排出量実績 [t-CO <sub>2</sub> ]	目標値 <sup>※</sup> 令和12年度（2030年度）	
	令和4年度 （2022年度）	削減量 [t-CO <sub>2</sub> ]	削減率 [%]
道路照明等を対象とした 省エネ等による削減	69	5	7.7

※本計画において新たに道路照明等を対象とすることから、  
削減量及び削減率は令和4年度（2022年度）の排出量からの数値を示す

## 第5節 事務事業における取り組み

本計画の実行に向けて、職員に対して本計画の目的・目標を周知し、下記の取り組みを推進します。

施策の柱	取り組み内容
① 公共施設におけるエネルギー使用量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>長時間退席時は、パソコン等電化製品の電源を切り、短時間退席時は、スタンバイモードを利用し、帰宅時は、待機電力を削減するよう努める。</li> <li>エレベーターの使用は、極力控え、階段を利用する。</li> <li>事務機器及び湯沸しポット等家電製品は、省エネ、省資源型のものへの切り替えを進め、フロアごとで台数の見直しを行う。</li> <li>クールビズ・ウォームビズを推進する。</li> <li>事務室や会議室等の空調温度（冷房時室温 28℃、暖房時室温 20℃）を徹底するよう、設備の適正運転を図る。</li> <li>夏季は、冷房の効率化を図るため、アサガオ等の植物を利用したグリーンカーテンの実施の推進に努める。</li> </ul>
② 施設の建築・管理等に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事に際して、環境負荷の少ない工法の採用を推進する。</li> <li>施設の建築・修繕においては、LED照明等の省エネ性能の高い照明器具等の設置や、環境に配慮した資材・構造・設備等の導入を推進するとともに、排出される廃棄物の3Rを推進する。</li> <li>施設の統廃合を進め、使用エネルギーの削減を推進する。</li> <li>高炉セメント、再生路盤材等の再生資材の利用に努める。</li> <li>建設副産物の有効利用及び発生抑制に努める。</li> </ul>
③ 環境に配慮した公用車の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコドライブに努め、必要以上のアイドリングをしない。               <ol style="list-style-type: none"> <li>急加速、急発進、急ブレーキをしない。</li> <li>不要な荷物を積みっぱなしにしない。</li> <li>タイヤの空気圧調整及びオイルの点検等定期的に行う。</li> </ol> </li> <li>公用車の台数削減や共用を積極的に検討する。</li> <li>公用車の購入にあたっては、使用実態を踏まえ必要最小限の大きさの車両や、環境に優しい次世代自動車にする。</li> <li>遠距離の移動の際には、燃費の良い公用車を使用する。</li> <li>ウェブ会議を開催することで公用車利用の抑制を図る。</li> </ul>
④ 用紙類の使用量を削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>両面印刷・両面コピー・集約印刷を徹底する。</li> <li>会議用資料はペーパーレス化に努める。</li> <li>片面使用の不要コピー用紙は、分別して再利用する。</li> <li>原則封筒は、再利用に努める。</li> <li>外注印刷物の余剰印刷部数削減に努める。</li> <li>デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に努める。</li> </ul>

施策の柱	取り組み内容
⑤ 公共施設における節水の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 水道を使用するとき（洗車も含む）は、蛇口のごまめな止水を行い、節水に努める。</li> </ul>
⑥ 職場廃棄物処分量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 詰め替え可能な文具類の使用に努める。</li> <li>• カン・ビン・ペットボトルは、分別し、リサイクルを図る。</li> <li>• 職場内ごみ箱を見直し、ごみ箱を削減する。</li> </ul>
⑦ 再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公共施設への太陽光発電設備、蓄電池等の再生可能エネルギー利用設備の導入を推進するとともに、災害時の非常用電源としての活用を検討する。</li> <li>• 公共施設をはじめ複数の建物やエリアにおいて、再生可能エネルギーが融通できる自立・分散型のエネルギーシステム等のモデル構築について検討する。</li> <li>• 公共施設の使用電力購入に際して、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。</li> </ul>
⑧ 職員の意識向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各課等の長を節電・省エネ推進員とする。推進員は、職員の意識の向上を図り、適切な節電等が行われているかチェックし、節電・省エネを推進する。また、当該課が主催する会議等で市民等に対し節電・省エネの啓発を行うものとする。</li> </ul>



## 第7章

# 計画の推進・進行管理

## 第1節 推進体制

### (1) 推進体制

市民・事業者・行政の適切な役割分担のもと、協働により取り組みを進めていくことが重要であり、三者が発信する情報を相互に受信し、その情報が行動に繋がるような関係を三者で構築します。

また、本計画に掲げる施策は本市の行政全般に関わるものであり、計画の推進のためには全庁的な取り組みが必要です。庁内における横断的組織により、本計画に基づいて実施される庁内各部局の各種事業の進行状況に関する情報を収集・点検するとともに、計画の効果的な推進に向けて連携・強化を図ります。

さらに、地球温暖化対策等地球規模での取り組みや、河川の水質保全等は近隣自治体等も含めた広域的な連携・協力が必要なため、国や県、近隣自治体等との協力・連携に基づきながら施策の推進を図ります。

### (2) 見直し

取り組みの指標や削減目標については、社会状況や本市の環境状況の変化、進捗状況等を踏まえて中間見直しを行います。

### (3) 公表

温室効果ガス排出量や取り組み指標の進捗状況については、報告書を作成するとともに取り組みに関する情報等は、市ホームページ等により公表します。

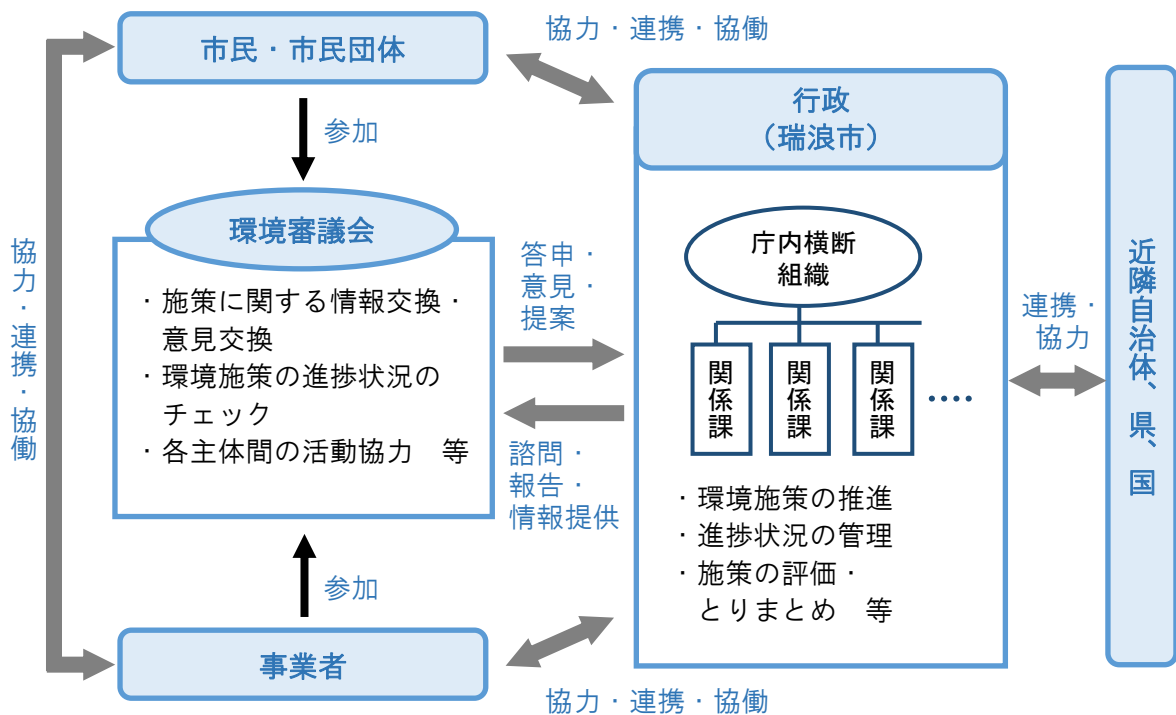


図 7-1 推進体制図

## 第2節 進行管理

本計画に掲げた環境保全の取り組みを市民、各種団体、事業者と連携・協力して進めるため、市民、事業者、行政で構成する環境審議会を定期的に関き、計画に基づく施策及び指標の進捗状況等を点検・評価し、市に対して意見や提言を行うなど、市民との協働による進行管理の開かれた場とします。さらに、市民・事業者からいただいた意見・提言を受けて対応を検討し、計画の推進に反映させるとともに、必要に応じ施策や指標等についても改善・見直しを図ります。

また、市民・事業者・行政の相互連携により検証及び改善を行う、PDCA(Plan(計画)-Do(実施)-Check(検証)-Action(改善))サイクルを向上(スパイラルアップ)させ、計画の継続的な改善を進めていきます。

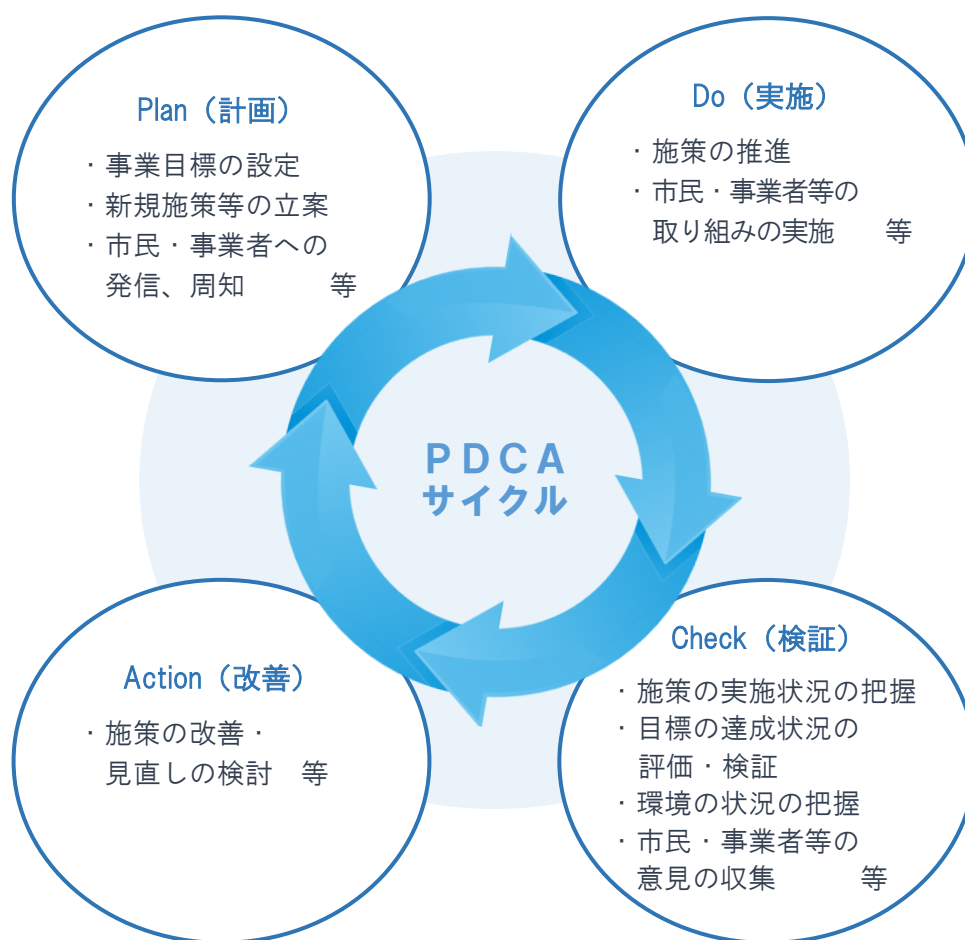


図 7-2 進行管理におけるPDCAサイクル

## 第3節 市民・事業者による環境保全の推進

### (1) 各主体の役割

#### 市民

- 日常生活において、環境の保全と創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷を少なくするよう努めます。
- 日常生活から排出される廃棄物の減量と分別、生活排水の改善に努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進するなど資源を有効利用するよう努めます。
- 市が実施する環境の保全と創出に関する施策に協力します。

#### 事業者

- 事業活動において、公害の発生抑制に努めるとともに、環境保全のため、自らの負担において必要な措置を講じます。
- 事業活動に関する製品、原材料その他の物を使用、廃棄することによる環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進するなど資源を有効利用するよう努めます。
- 事業活動を行うことに伴う環境への負荷を少なくすること及び省エネルギーとリサイクルを推進するための業務を管理する責任者を設置するよう努めます。
- 事業活動を行うときは、環境の保全と創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創出に関する施策に協力します。

#### 行政

- 環境の保全と創出を図るため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進します。
  - (1) 公害の防止、廃棄物の削減・適正処分と再利用、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資産の保存、景観の保全、快適な居住環境の整備等生活環境に関すること
  - (2) 森林の保全と活用、河川・湖沼等水辺環境の保全、緑化の推進、自然保護等自然環境に関すること
  - (3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護等地球環境に関すること



## (2) 市民、事業者の取り組み

### 市民の取り組み

#### 基本目標 1

森林や里山、農地を適切に管理・活用することで豊かな自然と多様性を確保します

- 食品を購入する際は、地元の農作物や地元食材を用いた商品を積極的に選択しましょう。
- 食育を通じて、子どもたちに地元の農作物の美味しさを教えましょう。
- 農林業体験や土岐川河川清掃、松野湖クリーン作戦等の環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 住宅を新築・改修する際は、地場産材を活用した木造建築を検討しましょう。
- 地域の生態系を理解するため、生物調査等に参加・協力しましょう。
- 動植物をむやみに捕獲・採取したり、傷つけたりしないようにしましょう。
- 外来種をはじめ動植物（移入種）の持ち込み等、生態系を乱すような行為はやめましょう。
- 自然観察イベントや自然体験学習等に積極的に参加し、市の自然環境への理解を深めましょう。

#### 基本目標 2

日常生活や事業活動における環境配慮と資源の有効利用を通じて身近な生活環境を維持します

- ごみや資源物は市で決められた収集日を守り、決められた方法に従って排出しましょう。
- 4Rについて理解を深め、家庭ごみは適正に処理しましょう。
- 買い物の際は、簡易包装商品を選択したり、マイバッグを持参してレジ袋の利用を控えたりしましょう。
- マイ箸、マイボトル、マイカップ等の使用に努めましょう。
- 家庭から出る調理くずや食べ残し等の生ごみを減らしましょう。
- 家庭から出る生ごみは、生ごみ処理機や生ごみ堆肥化装置（コンポスト）を活用しましょう。
- 地域で行われる廃品回収や集団資源回収に協力しましょう。
- 不用なものでもまだ使えるものは、フリーマーケット等に提供しましょう。
- 「家電リサイクル法」により資源回収が義務づけられている冷蔵庫やエアコン等は、適切に処分しましょう。
- 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置・維持管理に努めましょう。
- 土岐川河川清掃、松野湖クリーン作戦に積極的に参加しましょう。
- 減農薬・減化学肥料や有機農業でつくられた作物を積極的に選択しましょう。
- 樹木の剪定枝等を堆肥化したり、除草剤等の使用を必要最小限に抑えましょう。
- 家庭でのピアノやカラオケ等は、近隣に迷惑をかけないように、時間帯や音量に配慮しましょう。

### 基本目標3

身近な緑の創出とマナーの順守、歴史・文化を継承し、誇れるまちづくりを進めます

- 小里城跡や中山道等の文化資源や文化財等に対する理解を深め、保全意識を持ちましょう。
- 郷土の歴史や文化、美濃源氏七夕まつり等の祭りに対する理解を深め、積極的に参加・協力しましょう。
- 陶磁器産業をはじめとする郷土の伝統産業に関心を持ち、地域文化の振興に協力しましょう。
- 花を植えるなどして、生活に潤いをもたらすかおりの保全・創出に取り組みましょう。
- 生け垣の設置・整備に努めましょう。
- 家庭において緑のカーテンを実践しましょう。
- 市内の公園や広場等のまち美化活動に参加し、身近な公園や広場等の緑化・美化活動に取り組みましょう。
- 不法投棄を見つけた場合は、速やかに市や関係機関に連絡しましょう。
- 空き家・空き地の所有者は、除草や散乱ごみの防止、安全管理等、適正管理に努めましょう。
- たばこの吸い殻や空き缶等のポイ捨てはやめましょう。

### 基本目標4

高効率化による省エネと再エネ導入・活用を通じて、地球温暖化対策と暮らしの利便性・事業の生産性向上の両立を図ります

- クールビズ・ウォームビズを取り入れ、エアコンの適温管理に努めましょう。
- 照明や家電製品等は、使わない時はこまめに電源を切ったり、コンセントを抜きましょう。
- 冷蔵庫やエアコン等の家電製品を買い換える際は、省エネラベルを確認し、省エネ効果の高い製品を選択しましょう。
- 照明は、省エネ効果の高いLEDへ切り替えましょう。
- HEMSやスマートメータを活用して、日常生活における電力やガスの使用状況を把握し、省エネルギー活動の参考にしましょう。
- 住宅への再生可能エネルギー（太陽光発電等）、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）の導入を検討しましょう。
- 住宅の新築・改築にあたっては、ZEHをはじめ、高断熱・高気密な住宅を検討しましょう。
- 自動車を購入する際は、電気自動車や燃料電池車等の次世代自動車を選択しましょう。
- 自動車を運転する際は、アイドリングストップ等燃費効率のよいエコドライブを心がけましょう。
- 近距離の移動の際は、徒歩や自転車を利用しましょう。
- バスや電車等の公共交通機関の利用を心がけましょう。

## 基本目標5

誰もが環境教育・環境学習を受けられる機会の創出と  
各主体が協力した仕組みづくりを行い、参加と協働を促進します

- 家庭で環境保全や地球温暖化について話す機会を設けて、家族みんなで日常的な環境保全活動に取り組んでみましょう。
- 環境フェアみずなみや環境保全に関する出前講座、講習会等に積極的に参加しましょう。
- 土岐川河川清掃、松野湖クリーン作戦をはじめ、地域で行われる清掃活動や里親制度等に積極的に参加しましょう。
- 環境保全活動を行う団体や岐阜県、瑞浪市等が行う活動への参加と協働に努めましょう。

### 基本目標 1

森林や里山、農地を適切に管理・活用することで豊かな自然と多様性を確保します

- 飲食店等では、地元の農産物を積極的に取り入れましょう。
- 農業従事者は、有機農業等の環境負荷の少ない農業に取り組みましょう。
- 瑞浪市が策定する森林整備計画に基づき、積極的に森林整備に協力しましょう。
- 森林や里山整備等の環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 地場産材を用いた建物の建築や製品開発を検討しましょう。
- 開発事業を行う際は、鳥獣保護区や特別緑地保全地区等の地域指定の規則に従うとともに、生態系等への負荷を抑制した計画的な事業活動に努めましょう。
- 自然観察イベントや自然体験学習等に積極的に協力・参加しましょう。
- 土岐川河川清掃、松野湖クリーン作戦等の環境保全活動に積極的に参加しましょう。

### 基本目標 2

日常生活や事業活動における環境配慮と資源の有効利用を通じて身近な生活環境を維持します

- 事業系ごみは決められた排出ルールを守り、排出者の責任において適正に処理しましょう。
- 飲食店や食品加工場等では、メニューや調理方法の工夫により、調理くず等の生ごみ、使い切れない食品や残飯等の食品ロスの減量化に努めましょう。
- 生ごみが発生する場合は、堆肥化やバイオマス利用等の有効活用を検討しましょう。
- 卸売り・小売業では、商品の簡易包装や梱包材等の発生抑制に努めましょう。また、消費者へ、マイバッグ利用を呼びかけましょう。
- 建設業では、建設発生土の有効利用や建設発生木材等の再資源化を推進しましょう。
- 農林業に伴う剪定枝等や使用済み農業用ビニール等は適正に処理しましょう。
- 産業廃棄物は、適切な許可業者に処理・リサイクルを委託するなど、適切に処理しましょう。
- 事業所からの排出ガスの適正処理や粉じんの発生抑制に努めましょう。
- 事業活動に伴う排水は敷地内において適正に処理し、基準値を超えないようにしましょう。
- 開発工事に伴う土砂の流出を防止しましょう。
- 家畜等のふん尿は、適正に処理しましょう。
- 土岐川河川清掃、松野湖クリーン作戦等の環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 農薬や化学肥料等は適正に使用するとともに、減農薬、減化学肥料栽培に努めましょう。
- 「騒音規制法」や「振動規制法」に基づき、工場や事業所から発生する騒音・振動の抑制に努めましょう。
- 深夜営業等を行う際は、「騒音規制法」を順守し、近隣に迷惑をかけないように配慮しましょう。
- 工場や事業所、畜産農家では、「悪臭防止法」を順守し、発生防止に努めましょう。

### 基本目標3

身近な緑の創出とマナーの順守、歴史・文化を継承し、誇れるまちづくりを進めます

- 建築部の建設において、周辺環境との調和や適正な土地利用に留意しましょう。
- 地区計画制度や建築協定、緑地協定等の活用に努めましょう。
- 屋外広告物についてはまちなみを損ねることがないように、適正な場所に設置しましょう。
- 事業所敷地内の緑化に努めましょう。
- 開発事業を行う際は、埋蔵文化財や化石等に留意し、必要に応じて調査に協力しましょう。
- 郷土の歴史・文化に関する資料調査や収集、化石の採掘等に協力しましょう。
- 郷土の歴史や文化、美濃源氏七夕まつり等の祭りに対する理解を深め、積極的に参加・協力しましょう。
- 地域で行われる一斉清掃等の活動に積極的に参加しましょう。
- 市内の公園や広場等のまち美化活動に参加し、身近な公園や広場等の緑化・美化活動に取り組みましょう。
- 事業所敷地内は除草や散乱ごみの防止、安全管理等適正管理に努めましょう。

### 基本目標4

高効率化による省エネと再エネ導入・活用を通じて、地球温暖化対策と暮らしの利便性・事業の生産性向上の両立を図ります

- クールビズ・ウォームビズを取り入れ、エアコンの適温管理に努めましょう。
- コピーやパソコン等のOA機器は、昼休み等長時間使わない際はこまめに電源を切りましょう。
- 設備の設置、更新に際しては、エネルギー効率の高い設備の導入に努めましょう。
- 照明は、省エネ効果の高いLEDへ切り替えましょう。
- BEMSやFEMS、スマートメータを活用して、製造工程における不要な動力や熱の使用、照明等がないか、エネルギーの使用状況を見直しましょう。
- 建物を建設・更新する際は、再生可能エネルギー（太陽光発電等）や蓄電池、エネルギーの高度利用技術（ヒートポンプ、燃料電池等）の導入に努めましょう。
- 事業活動における再生可能エネルギーや水素等の環境負荷が小さいエネルギーの利用を選択しましょう。
- 施設を新築・改築する際は、ZEBをはじめ断熱化等の導入を検討しましょう。
- 省エネ診断の活用やESCO事業の実施を検討しましょう。
- 自動車を購入・更新する際は、電気自動車や燃料電池車等の次世代自動車を選択しましょう。
- 自動車を運転する際は、アイドリングストップ等燃費効率のよいエコドライブを心がけましょう。
- 環境報告書を作成するなどし、省エネルギー活動やその取り組み結果を積極的に公表しましょう。
- グリーン電力証書を活用するなどし、事業活動に伴う電力のグリーン化を進めましょう。
- ISO14001やエコアクション21等による環境マネジメントシステムを構築し、環境負荷の少ない事業活動に取り組みましょう。
- カーボンオフセットによるサービスや商品の提供に努めましょう。

## 基本目標5

誰もが環境教育・環境学習を受けられる機会の創出と  
各主体が協力した仕組みづくりを行い、参加と協働を促進します

- 瑞浪商工会議所や業界団体等の企業・事業所の連携・交流組織を通じて、他社や他業種との情報交換や交流を深め、環境保全の取り組みを活性化させましょう。
- 環境フェアみずなみや環境保全に関する講習会等に積極的に協力・参加しましょう。  
経営者は、社員の参加を奨励しましょう。
- 土岐川河川清掃、松野湖クリーン作戦をはじめ、地域で行われる清掃活動や里親制度等に積極的に参加しましょう。
- 環境保全活動を行う団体や岐阜県、瑞浪市等が行う活動への参加と協働に努めましょう。
- 環境保全活動の実施状況等を、ホームページや環境報告書等で広く公表しましょう。
- 研修会や講習会等の開催を通じて、地域コミュニティ等での環境保全活動の取り組みの輪を広げ、リーダーを養成・育成しましょう。
- 新たな環境技術に基づいた地域産業を育てるため、産学官共同による研究開発に努めましょう。

## 資料編

1. 用語解説

2. 環境基本条例

3. 瑞浪市の自然的社会的特性

4. 温室効果ガス算定方法（現況推計、将来推計、削減目標検討）

5. 環境審議会名簿（要綱）

6. 計画策定の経緯（環境審議会開催スケジュール、アンケート実施期間、パブコメ実施期間など）

7. 諮問・答申